

目 次

◎会議録第1号（12月12日）議案説明

開 会	5
日程第1 町長挨拶並びに諸般の報告	5
開 議	8
日程第2 会議録署名議員の指名	8
日程第3 会期の決定	9
日程第4 議案第80号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度松前町一般会計補正予算（第5号））	9
日程第5 議案第81号 松前町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	10
日程第6 議案第82号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	12
日程第7 議案第83号 松前町教育施設使用料条例の一部を改正する条例	13
日程第8 議案第84号 松前町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例	14
日程第9 議案第85号 松前町介護保険条例の一部を改正する条例	15
日程第10 議案第86号 愛媛県市町総合事務組合規約の変更について	16
日程第11 議案第87号 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について	16
日程第12 議案第88号 松前町児童館の指定管理者の指定について	18
日程第13 議案第89号 令和5年度松前町一般会計補正予算（第6号）	19
日程第14 議案第90号 令和5年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	19
日程第15 議案第91号 令和5年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	19
日程第16 議案第92号 令和5年度松前町介護保険特別会計補正予算（第3号）	19
日程第17 議案第93号 令和5年度松前町一般会計補正予算（第7	

		号) ……………	21
日程第18	議案第94号	令和5年度松前町国民健康保険特別会計補 正予算(第4号) ……………	21
日程第19	議案第95号	令和5年度松前町介護保険特別会計補正予 算(第4号) ……………	21
日程第20	議員提出議案第2号	松前町議会議員の請負の状況の公 表に関する条例……………	24
散 会			25

~~~~~

◎会議録第2号(12月18日) 一般質問

|      |             |  |    |
|------|-------------|--|----|
| 開 議  |             |  | 30 |
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名  |  | 30 |
| 日程第2 | 一般質問        |  |    |
|      | 1番 重松 知之議員  |  | 30 |
|      | 13番 藤岡 緑議員  |  | 36 |
|      | 12番 村井慶太郎議員 |  | 40 |
|      | 6番 曾我部秀司議員  |  | 45 |
|      | 3番 池田 幸子議員  |  | 51 |
|      | 10番 影岡 俊範議員 |  | 60 |
| 散 会  |             |  | 64 |

~~~~~

◎会議録第3号(12月25日) 委員長報告

開 議			70
日程第1	会議録署名議員の指名		70
日程第2	議案第82号	松前町国民健康保険税条例の一部を改正す る条例……………	70
日程第3	議案第83号	松前町教育施設使用料条例の一部を改正す る条例……………	71
日程第4	議案第84号	松前町子ども医療費助成条例の一部を改正 する条例……………	72
日程第5	議案第85号	松前町介護保険条例の一部を改正する条例……………	73
日程第6	議案第86号	愛媛県市町総合事務組合規約の変更につい て……………	74
日程第7	議案第87号	愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構	

		成団体からの脱退に伴う財産処分について……………74
日程第 8	議案第88号	松前町児童館の指定管理者の指定について……………76
日程第 9	議案第93号	令和 5 年度松前町一般会計補正予算（第 7 号）……………78
日程第10	議案第94号	令和 5 年度松前町国民健康保険特別会計補 正予算（第 4 号）……………78
日程第11	議案第95号	令和 5 年度松前町介護保険特別会計補正予 算（第 4 号）……………78
日程第12	議選第10号	愛媛県後期高齢者医療広域連合議会議員の 選出について……………81
日程第13	議員派遣の件	……………82
閉 議		……………83
町長挨拶		……………83
閉 会		……………83

12月12日（第1号）

令和5年松前町議会第4回定例会会議録

令和5年12月12日第4回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

1番 重松知之	2番 池内邦仁	3番 池田幸子
4番 西村元一	5番 渡部恵美	6番 曾我部秀司
7番 住田英次	8番 田中周作	9番 城村トキ子
10番 影岡俊範	11番 稲田輝宏	12番 村井慶太郎
13番 藤岡 緑	14番 加藤博徳	

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の14名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田中浩介
副町長	徳居芳之
教育長	足立一志
総務部長	大川康久
保健福祉部長	早瀬晴美
産業建設部長	渡部博憲
出納局長	仙波晴樹
教育委員会 事務局長	住田民章
総務課長	友田秀樹
財政課長	田中志延
税務課長	塩梅敬介
危機管理課長	金子裕之

町民課長	渡辺司
福祉課長	平村展章
保険課長	柏原正
子育て支援課長	大西雅弘
健康課長	佐藤真一
まちづくり課長	山田善仁
産業課長	田中俊臣
上下水道課長	住田俊哉
学校教育課長	金子貴徳
社会教育課長	三原三千夫

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	楠田匡志
議会事務局 書記	徳本敏子

令和5年松前町議会第4回定例会

議事日程表

No. 1

	令和5年12月12日（火）	午前9時30分	開議
	開 会		
日程第1	町長挨拶並びに諸般の報告		
	開 議		
日程第2	会議録署名議員の指名		
日程第3	会期の決定		
日程第4	議案第80号	専決処分の承認を求めることについて（令和5年度松前町一般会計補正予算（第5号））	
	上程	提案理由説明	質疑 討論 採決
日程第5	議案第81号	松前町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	
	上程	提案理由説明	質疑 討論 採決
日程第6	議案第82号	松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	
	上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（総務産業建設）
日程第7	議案第83号	松前町教育施設使用料条例の一部を改正する条例	
	上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（文教厚生）
日程第8	議案第84号	松前町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例	
	上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（文教厚生）
日程第9	議案第85号	松前町介護保険条例の一部を改正する条例	
	上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（文教厚生）
日程第10	議案第86号	愛媛県市町総合事務組合規約の変更について	
	上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（総務産業建設）
日程第11	議案第87号	愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について	
	上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（総務産業建設）
日程第12	議案第88号	松前町児童館の指定管理者の指定について	
	上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（文教厚生）
日程第13	議案第89号	令和5年度松前町一般会計補正予算（第6号）	
	上程	提案理由説明	質疑 討論 採決
日程第14	議案第90号	令和5年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	
	上程	提案理由説明	質疑 討論 採決
日程第15	議案第91号	令和5年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	

		号)			
上程	提案理由説明		質疑	討論	採決
日程第16	議案第92号	令和5年度松前町介護保険特別会計補正予算(第3号)			
上程	提案理由説明		質疑	討論	採決
日程第17	議案第93号	令和5年度松前町一般会計補正予算(第7号)			
上程	提案理由説明		質疑	委員会付託(予算決算)	
日程第18	議案第94号	令和5年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)			
上程	提案理由説明		質疑	委員会付託(予算決算)	
日程第19	議案第95号	令和5年度松前町介護保険特別会計補正予算(第4号)			
上程	提案理由説明		質疑	委員会付託(予算決算)	
日程第20	議員提出議案第2号	松前町議会議員の請負の状況の公表に関する条例			
上程	提案理由説明		質疑	討論	採決

午前9時30分 開会

○議長（住田英次） ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、ただいまから令和5年松前町議会第4回定例会を開会します。

~~~~~

#### 日程第1 町長挨拶並びに諸般の報告

○議長（住田英次） 日程第1、町長挨拶並びに諸般の報告を行います。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議長の御指名によりまして、御挨拶を申し上げます。

師走に入り、一段と寒さを感じる季節となりました。空気が乾燥し体調を崩しやすい時期ですので、健康管理には十分注意していただきますようお願いいたします。

本日、令和5年松前町議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御参集をいただきありがとうございました。

本議会におきましては、令和5年度一般会計補正予算案をはじめ、当面する町政の諸案件について御審議いただくこととなっておりますので、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。

また、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援するための物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、低所得世帯への支援を緊急に実施する必要が生じたことから、これに係る補正予算を専決処分させていただきました。

なお、今議会には、その承認に係る議案を提出させていただいております。

さて、私はこのたび町民の皆様のお御支持により、町長として松前町の町政を担当させていただくこととなりました。歴史と伝統ある松前町の町政をお預かりすることに、その責任と職務の重大さを痛感しております。

今議会は、町長に就任して初めての町議会定例会でありますので、この機会に私の所信の一端を申し上げ、議員各位をはじめ、町民の皆様方の御理解と御協力を賜りたいと思います。

地域社会の発展には町民の皆様と緊密な連携が必要不可欠です。町民の皆様との協力関係を一層深め、共に松前町をよりよい場所にしていきたいと考えています。一人一人の町民の皆様の不安や悩みに寄り添い、そして課題が希望に変わる町政を実現してまいります。

2060年、愛媛県の人口は78万人、現在の133万人から約40%の減少です。空想ではなく、あと37年後の現実です。人口減少時代の中で様々な分野で縮小が起こります。これを逆手に取って戦略的に縮小し、それを地域活性化のエネルギーに変えていかなければなりません。10年先、20年先を見据えてこの課題に取り組んでいく必要があります。そのため

に必要なのは町民の皆様お一人お一人の声です。私がこれまでずっと大切にしてきたのは、町民の皆様お一人お一人との対話です。様々な場所に行き、対話集会を開き、たくさんの皆様から様々な声を聞かせていただきました。その声を大切に紡いでつくったのが今回の政策でございます。

希望が生まれる圧倒的な子育て支援、希望が育つ真の教育の町、希望が続く高齢者に優しいまちづくり、希望が支える新産業経済成長戦略、そしてその希望が生きる土壌をつくる持続可能な町の基盤整備、この5つの政策を柱に、子育て支援の充実や高齢者福祉の充実、地場産業支援やデジタル技術を活用した教育の質の向上など様々な施策を展開してまいりたいと考えております。

私が描くのは、皆様との対話から描く課題が希望に変わる新しいまさきです。全身全霊で取り組んでまいります。議員各位をはじめ、町民の皆様の一層の御理解、御協力を賜りますよう、改めて心からお願い申し上げます。

それでは、令和5年第4回定例会の開会に当たり、提案しております各議案の説明に先立ち、諸般の報告を申し上げます。

初めに、文化振興について申し上げます。

10月28日と29日の2日間、ふれあい・豊かな文化のまちづくり2023と題して第48回まさき文化祭を開催しました。展示ブースでは、町民や伊予高等学校の生徒の皆さんの書道や絵画をはじめとした多数の作品を展示しました。また、昨年度から開設に向けて準備してきた松前町歴史民俗資料室を、文化祭に合わせてオープンしました。多くの町民の皆様にご来場いただき、松前町の歴史や文化に触れていただきました。

広域学習ホールでは、町民の皆さんに様々な芸能の日頃の錬成の成果を披露していただいたほか、伊予高等学校吹奏楽部による演奏などを実施していただき、大いに盛り上がりました。

屋外では、婦人会によるバザーやキッチンカー、消防や警察によるブース出展などで文化祭を盛り上げていただきました。会場には子どもから大人まで多数の方に御来場いただき、大変にぎわいのある文化祭になりました。

次に、第35回全国健康福祉祭、ねんりんピック愛顔のえひめ2023囲碁交流大会について申し上げます。

10月29日と30日の2日間、松前公園体育館においてねんりんピック愛顔のえひめ囲碁交流大会を開催いたしました。ねんりんピックは、高齢者を中心とする国民の健康の保持、増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、触れ合いと活力のある長寿社会の形成に寄与することを目的としており、囲碁交流大会には、選手・大会関係者をはじめ、延べ2,700人の方々が本町を訪れました。

全国からお越しいただいた皆様を温かくお迎えしようと、会場では、町花ひまわりプラ

センターの設置、特産品を活用したおもてなし料理の提供や観光物産ブースを出展しました。特に、町内の小中学生の手作りによる応援ののぼり旗は、出場選手や審判長として御参加いただいたプロ棋士の皆さんに大好評で、大勢の方がのぼり旗と一緒に写真撮影をするほか、SNSで発信をいただくなど、御来町いただきました多くの皆様に、松前のねりんピックはよかったと満足していただきました。

本大会の開催に当たり、御尽力いただきました愛媛棋道協会をはじめ、御支援、御協力を賜りました関係機関、関係団体の皆様に厚く御礼を申し上げますとともに、今後も高齢者の皆さんが長寿社会を生き生きと愛顔で暮らしていけるよう、健康や生きがいを実感できるまちづくりに取り組んでまいります。

次に、白鶴保育所新園舎及び園庭の完成について申し上げます。

白鶴保育所改築工事については昨年度から取り組んでまいりましたが、園舎は7月1日、園庭は先月1日に供用開始しており、先月4日に関係者の皆様をお招きして白鶴保育所落成式を開催いたしました。

新園舎は全体的に窓を大きくし、自然光を取り入れ、内装には木や木目を生かし、柔らかなぬくもりが感じられるよう設計されています。

また、保育室は全室冷暖房を完備、ユニバーサルデザインを採用し、子どもたちが過ごしやすく利用しやすい保育環境を整えています。

また、生活や遊びの中で子どもたちが乳幼児期にふさわしい経験を重ねていけるように、園庭には様々な遊具を備えています。

新しくなった白鶴保育所で、より一層地域の皆様や家庭との連携を図りながら、子どもたちの健やかな育ちの実現を支援してまいりたいと考えております。

次に、ホッケーのまちづくりについて申し上げます。

先月10日から、第38回四国高等学校ホッケー選抜大会が香川県坂出市で行われ、伊予高等学校男女ホッケー部が出場いたしました。

男女とも順調に決勝へ進み、男子部の決勝戦では強豪の徳島県阿南光高校と対戦し、終始劣勢の中でワンチャンスをつかみ先制点を奪ったものの、試合終了間際に追いつかれ、1対1の同点となりました。勝敗を決するため、シュートアウト戦、サッカーで例えるとPK戦を行った結果、3対1で2年ぶりに15回目の優勝を飾りました。また、女子部の決勝戦では強豪の香川県高松東高校と対戦し、順調に得点を積み重ね、4対1で初優勝を飾り、男女アベック優勝の栄冠をつかみました。

伊予高等学校男女ホッケー部は、今月23日から東京都、山梨県で行われます第55回全国高等学校ホッケー選手権大会に出場いたします。さらに、伊予高校女子部、平井愛乃さんが、アンダー17日本代表選手として、先月19日からマレーシア、クアラルンプールで行われた国際大会に出場し活躍いたしました。今後は、女子ホッケー日本代表選手さくらジャ

パンを目指して頑張っていたきたいと思います。引き続きホッケーの聖地松前町を目指し、ホッケーのまちづくりを推進してまいります。

次に、産業振興について申し上げます。

先月11日と12日の2日間、エミフルMASAKIのまさき村前駐車場で、第9回松前町産業祭たわわ祭を開催し、延べ1万4,000人の方々に御来場いただきました。

会場では、町内の産業を支える45団体に参加いただき、旬の野菜や水産物をはじめ、松前町で生産、加工された商品を販売し、松前町の特産品をPRいたしました。また、今回も、北海道まつまえ町の石山町長にお越しいただき、まつまえ町の販売ブースでは、まつまえ漬け、ホッケのつみれ汁などのまつまえ町の特産物の販売を行い、購入するたくさんのお客さんで大盛況でした。

さらに、ステージでは、伊予高校吹奏楽部の皆さんによる演奏などにたくさんのお客様に御来場いただきまして、大いににぎわった2日間となりました。

今後も、町と特産品を積極的にPRし、産業振興による活発で活力あるまちづくりを推進してまいります。

次に、防災対策について申し上げます。

先月19日に、松前公園多目的広場において、松前町消防団による消防操法大会が行われました。

この操法大会は平成29年に開催された後、新型コロナウイルス感染症の影響などにより長らく開催できていませんでしたが、今回6年ぶりに開催することができました。各分団の消防団員の皆さんは、日頃の訓練の成果を発揮し、迫力ある操法を披露されていました。見事第1位となった第6分団は、町の代表として来年度に行われる愛媛県消防操法大会に出場する予定です。今後も消防団と連携しながら、防災・減災体制の強化を図り、災害に強いまちづくりを推進してまいります。

以上が諸般の報告であります。

なお、本定例会には、専決処分承認1件、条例案件5件、予算案件7件、その他議決を求めるもの3件、合わせて16件の議案を提出しております。各議案の詳細につきましては、提案理由の中で御説明申し上げたいと思います。何とぞ慎重に御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶といたします。

○議長（住田英次） 町長挨拶並びに、諸般の報告を終わります。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（住田英次） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をし

ます。

11番稲田輝宏議員、12番村井慶太郎議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

### 日程第3 会期の決定

○議長（住田英次） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る12月5日の議会運営委員会で協議の結果、本日から12月25日までの14日間と決定しました。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月25日までの14日間と決定しました。

~~~~~

日程第4 議案第80号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度松前町一般会計補正予算（第5号））（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第4、議案第80号専決処分の承認を求めることについて（令和5年度松前町一般会計補正予算第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案第80号について提案理由を申し上げます。

物価高騰の影響を受けている住民税非課税世帯の生活や暮らしを支援するための経費が緊急に必要なことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度松前町一般会計補正予算第5号を専決第5号として別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

内容につきましては、田中財政課長に説明をさせますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（住田英次） 田中財政課長。

○財政課長（田中志延） 議案第80号専決第5号について補足して説明いたします。

議案書の9ページをお願いします。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ2億8,398万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ128億6,619万8,000円になります。

初めに、歳出について説明いたします。

参考資料のほうで説明いたしますので、参考資料の3ページをお願いします。

3款1項11目住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費、補正額2億8,398万

4,000円は、物価高騰の影響を受けている低所得世帯に対して生活の支援を行うための給付金を支給するための費用です。

歳出は以上で、続きまして歳入について説明いたします。

議案書のほうで説明いたしますので、議案書のほうの20ページをお願いします。

14款2項1目総務費国庫補助金、補正額は2億8,398万4,000円で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金です。

以上で補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第80号を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は承認することに決定しました。

~~~~~

日程第5 議案第81号 松前町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第5、議案第81号松前町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案第81号について提案理由を申し上げます。

人事院勧告及び愛媛県人事委員会勧告を考慮し、職員の給与を改定するため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大川総務部長に説明させますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（住田英次） 大川総務部長。

○総務部長（大川康久） それでは、議案第81号について補足して説明をいたします。

議案書は27ページからですが、参考資料で御説明いたします。

参考資料の5ページを御準備ください。

この条例は、人事院勧告及び愛媛県人事委員会勧告を考慮し、職員及び特別職の給与を改正するため、関係条例を改正するものです。

条例改正の概要ですが、Ⅰの職員の給与改定では、一般職の給料について今年度4月1日付けで給料表を改定し、若年層に重点を置いて給料を平均1.18%引き上げるものです。

次に、期末手当、勤勉手当ですが、今年度の12月分の両手当の支給割合をそれぞれ0.05月分引き上げ、期末手当については100分の120月分から100分の125月分へ、勤勉手当については100分の100月分から100分の105月分へとするものです。

なお、期末手当、勤勉手当ともに、令和6年6月と12月の支給割合を調整し、支給割合を平準化することとしています。

続いて、Ⅱの特別職の給与改定については、今年度の12月期末手当を0.10月分引き上げ、100分の165月分から100分の175月分とするものです。

また、この特別職の期末手当についても令和6年6月と12月の支給割合を調整し、支給割合を平準化することとしています。

参考資料の6ページを御覧ください。

Ⅲの非常勤特別職の給与改定では、高度な専門性を有する有識者等の報酬額の上限について、今年度4月1日付けで現行の3万4,200円から3万4,300円へ引き上げることとしています。

次に、Ⅳの会計年度任用職員については、今年度の12月分の期末手当の支給割合を0.05月分引き上げ、100分の120月分から100分の125月分とし、会計年度任用職員の期末手当についても職員特別職と同様に令和6年6月と12月の支給割合を調整し、支給割合を平準化します。

以上で議案第81号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第81号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第81号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第82号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(総務産業建設))

○議長(住田英次) 日程第6、議案第82号松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長(田中浩介) 議案第82号について提案理由を申し上げます。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令により地方税法施行令の一部が改正されることに伴い、出産被保険者がある世帯に係る国民健康保険税を減額するため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大川総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長(住田英次) 大川総務部長。

○総務部長(大川康久) それでは、議案第82号について補足して説明いたします。

議案書39ページ、参考資料7ページを御準備ください。

今回の改正は、子育て世帯の経済的負担軽減及び次世代育成支援の観点から、出産時における国民健康保険税の免除制度の創設に伴い、所要の改正を行うものです。

改正の概要ですが、議案書40ページの第23条に第3項を追加し、46ページまでのとおり、国民健康保険の被保険者のうち出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の国民健康保険税の均等割額及び所得割額の減額について規定します。

また、議案書46ページから47ページにかけて第24条の3を追加し、産前産後期間の減額に係る届出について規定します。

参考資料7ページに改正内容を一覧表にしておりますので、御参照ください。

なお、この条例は令和6年1月1日から施行し、改正後の第23条第3項の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度以前の年度分の国民健康保険税については従

前の例によるものとします。

以上で議案第82号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第82号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第7 議案第83号 松前町教育施設使用料条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（住田英次） 日程第7、議案第83号松前町教育施設使用料条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案第83号について提案理由を申し上げます。

松前総合文化センターの外国語学習室及び第3研修室を廃止するため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、住田教育委員会事務局長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 住田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（住田民章） それでは、議案第83号について補足して説明をいたします。

議案書49ページを御覧ください。

この条例は、松前町教育施設使用料条例第3条に定める別表第2第3条関係の2、松前総合文化センター使用料3階部分の一部を改正するものです。

今年度、松前総合文化センター3階の外国語学習室及び第3研修室を廃止し、それぞれ松前町歴史民俗資料室、郷土資料収蔵庫として整備し運用公開を開始したことに伴い、廃止する部屋に係る使用料の規定を削除することとしています。

なお、この条例は公布の日から施行することとしています。

以上で説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第83号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第8 議案第84号 松前町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（住田英次） 日程第8、議案第84号松前町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案第84号について提案理由を申し上げます。

子ども医療費の助成対象となる子どもを、出生の日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもから、出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもに拡大し、子育て支援の充実を図るため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、早瀬保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（住田英次） 早瀬保健福祉部長。

○保健福祉部長（早瀬晴美） それでは、議案第84号について補足して御説明いたします。

議案書51ページ、参考資料は9ページをお願いします。

今回の改正は、現在15歳に達する日の年度末まで無料としている保険診療分に係る医療費を18歳までに引き上げるものです。

議案書52ページをお願いします。

右が改正前、左が改正後です。

子どもの定義を拡大することで、子ども自身が就労し、社会保険に加入する子どもが想

定されることから、第3条で助成対象者を保護者から、医療保険各法の規定により子どもに係る保険給付につき一部負担金を負担する保護者又は子ども本人に改正し、第4条で助成対象者を助成対象者が子どもに係る保険給付につき一部負担金を負担する場合から、助成対象者がその監護する子ども又は助成対象者本人に係る保険給付につき一部負担金を負担する場合に改正します。

なお、この条例は令和6年4月1日から施行します。

以上で説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第84号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第9 議案第85号 松前町介護保険条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（住田英次） 日程第9、議案第85号松前町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案第85号について提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる者等に係る令和5年3月以前の月分の介護保険料で、納期限が同年4月1日以後のものを減免するため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、早瀬保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 早瀬保健福祉部長。

○保健福祉部長（早瀬晴美） それでは、議案第85号について補足して御説明いたします。

議案書55ページ、参考資料は11ページをお開きください。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した方に対する介護保険料の減免について、国の基準に基づき減免を実施するため、松前町介護保険条例の一部を改正するものです。

減免対象者は、参考資料の2に記載しておりますとおり、令和4年度末に資格を取得したことにより令和5年度中に普通徴収の納期限が到来する被保険者で、減免の要件は今までと変更はありません。

なお、この条例は公布の日から施行し、改正後の松前町介護保険条例附則第11条の規定は令和5年4月1日から適用します。

以上で説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第85号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第10 議案第86号 愛媛県市町総合事務組合理約の変更について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

日程第11 議案第87号 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（住田英次） 日程第10、議案第86号愛媛県市町総合事務組合理約の変更について及び日程第11、議案第87号愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分についての2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案第86号及び議案第87号について一括して提案理由を申し上げます。

愛媛県市町総合事務組合の共同処理する事務のうち、日本国内で交通事故により災害を受けた構成団体の住民又はその遺族の生活の共済に関する事務の構成団体から大洲市が令

和6年3月31日をもって脱退するための当該組合の規約変更及び脱退することに伴う財産処分について、地方自治法第290条の規定により議決を求めるものです。

内容につきましては、大川総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（住田英次） 大川総務部長。

○総務部長（大川康久） それでは、議案第86号及び議案第87号について補足して説明いたします。

まず、議案第86号についてですが、議案書58ページを御準備ください。

愛媛県市町総合事務組合において共同処理している事務のうち、交通災害共済に当たる別表第2中4の日本国内で交通事故により災害を受けた構成団体の住民又はその遺族の生活の共済に関する事務について、大洲市が令和6年3月31日をもって脱退することから規約を改正し、令和6年4月1日から施行いたします。

次に、議案第87号についてですが、議案書60ページを御覧ください。

先ほど説明しました交通災害共済の事務について、大洲市が脱退するに当たり、大洲市が一切の財産を放棄することから、令和6年4月1日からはその財産は愛媛県市町総合事務組合に帰属することとなります。

以上で議案第86号及び議案第87号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

議案第86号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第86号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

議案第87号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第87号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第12 議案第88号 松前町児童館の指定管理者の指定について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（住田英次） 日程第12、議案第88号松前町児童館の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案第88号について提案理由を申し上げます。

松前町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定により、松前町児童館の指定管理候補者を選定したので、指定管理者の指定について議決を求めるものです。

内容につきましては、大西子育て支援課長に説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 大西子育て支援課長。

○子育て支援課長（大西雅弘） それでは、議案第88号について補足して御説明いたします。

議案書61ページ、参考資料は13ページをお願いいたします。

まず、施設の概要を御説明します。

管理を行わせる施設の名称は松前町児童館で、所在地は松前町大字昌農内456番地1、北公民館内です。

設置の目的は、児童に健全な遊びを与えて健康を増進し、情操を豊かにすることです。

平成18年4月1日から指定管理者として松前町社会福祉協議会を指定し、それ以降3度の更新を経て、令和6年3月31日で今期の指定管理期間が終了します。

このたび令和6年4月1日から令和11年3月31日の5年間の指定管理を指定するため、松前町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定に基づき、松前町児童館の指定管理者の候補者として松前町社会福祉協議会を選定し、松前町公の施設指定管理者応募団体等評価委員会の諮問を経て、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第88号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第13 議案第89号 令和5年度松前町一般会計補正予算(第6号)(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

日程第14 議案第90号 令和5年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

日程第15 議案第91号 令和5年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

日程第16 議案第92号 令和5年度松前町介護保険特別会計補正予算(第3号)(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

○議長(住田英次) 日程第13、議案第89号令和5年度松前町一般会計補正予算第6号、日程第14、議案第90号令和5年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第3号、日程第15、議案第91号令和5年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号及び日程第16、議案第92号令和5年度松前町介護保険特別会計補正予算第3号の4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長(田中浩介) 議案第89号から議案第92号までについて一括して提案理由を申し上げます。

いずれの予算も地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、各会計とも人事院勧告に伴う人件費のみの計上です。

予算No.1の議案書5ページをお開きください。

議案第89号令和5年度松前町一般会計補正予算第6号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ4,044万7,000円を追加し、総額を129億664万5,000円とするものです。

続いて、予算の議案書29ページをお開きください。

議案第90号令和5年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第3号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ61万円を追加し、総額を31億4,965万2,000円とするものです。

次に、予算の議案書45ページをお開きください。

議案第91号令和5年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ39万4,000円を追加し、総額を5億1,197万9,000円とするものです。

次に、予算の議案書59ページをお開きください。

議案第92号令和5年度松前町介護保険特別会計補正予算第3号は、既定の保険事業勘定に歳入歳出それぞれ279万2,000円を追加し、総額を30億6,653万7,000円とし、既定の介護サービス事業勘定に歳入歳出それぞれ27万5,000円を追加し、総額を1,202万5,000円とするものです。

以上が各会計の補正予算の概要であります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

議案第89号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第89号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第89号は原案どおり可決されました。

議案第90号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第90号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第90号は原案どおり可決さ

れました。

議案第91号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第91号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第91号は原案どおり可決されました。

議案第92号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第92号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第92号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第17 議案第93号 令和5年度松前町一般会計補正予算(第7号)(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第18 議案第94号 令和5年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第19 議案第95号 令和5年度松前町介護保険特別会計補正予算(第4号)(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

○議長（住田英次） 日程第17、議案第93号令和5年度松前町一般会計補正予算第7号、日程第18、議案第94号令和5年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第4号及び日程第19、議案第95号令和5年度松前町介護保険特別会計補正予算第4号の3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案第93号から議案第95号までについて一括して提案理由を申し上げます。

いずれの予算も地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

予算No.2の議案書5ページをお開きください。

議案第93号令和5年度松前町一般会計補正予算第7号は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,405万2,000円を追加し、総額を131億4,069万7,000円とするものです。

以下、補正予算の主要事項について参考資料により御説明いたします。

参考資料の17ページをお開きください。

まず、安全・安心な生活環境づくりでは、消防の充実のため、第8分団消防詰所の新築に伴い、発電機や投光器など必要な備品の整備を行います。

次に、笑顔で暮らせる健康づくりでは、養護老人ホームへの入所措置費が当初の見込みを上回ることから、不足する経費を追加し、高齢者支援の充実を図ります。障がい者支援の充実において自立支援給付費が当初の見込みを上回るため、不足する経費を追加し、障がい者の自立と社会参加を促進いたします。

子育て支援の充実においては、現在第2子以降としている紙おむつの購入に係る経済的支援の対象者を、来年度以降第1子からに拡大するため、準備に向けて必要となる経費を計上します。また、子ども医療費やひとり親家庭医療費が当初の見込みを上回るため、不足する経費を追加し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図ります。

このほか、住民基本台帳法や戸籍法の一部改正に伴い、戸籍等への振り仮名の記載やマイナンバーカードへのローマ字記載に対応するため、システム改修を行います。

次に、豊かな心を育む人づくりでは、松前公園体育館に設置している給水加圧ポンプが経年劣化により故障していることから、取替工事を実施し、公共施設の適正な維持を図ります。

次に、快適で暮らしやすい基盤づくりでは、道路・交通網の充実のため、町道筒井徳丸線の舗装補修工事を実施します。また、松前港の保全、保安や機能の確保を図るため、港湾を適正に管理するための県営事業についてその経費の一部を負担します。

このほか、江川住宅の外壁改修工事費が当初の見込みを上回るため、不足する経費を追加計上いたします。

なお、補正予算の財源としましては、国県支出金や地方債等の特定財源が1億4,684万円の増、一般財源が8,721万2,000円の増となっております。

続いて、予算の議案書33ページをお開きください。

議案第94号令和5年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第4号は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,736万円を追加し、総額を31億6,701万2,000円とするものです。

続いて、予算の議案書49ページをお開きください。

議案第95号令和5年度松前町介護保険特別会計補正予算第4号は、既定の保険事業勘定に歳入歳出それぞれ264万9,000円を追加し、総額を30億6,918万6,000円とするものです。

以上が各会計の補正予算の概要であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

議案第93号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第93号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第94号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第94号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第95号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第95号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第20 議員提出議案第2号 松前町議会議員の請負の状況の公表に関する条例

○議長（住田英次） 日程第20、議員提出議案第2号松前町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） 議員提出議案第2号、地方自治法第112条及び松前町議会会議規則第14条の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

令和5年12月12日提出。

松前町議会議長住田英次様。

提出者、松前町議会議員村井慶太郎、賛成者、松前町議会議員田中周作、同藤岡緑、同稲田輝宏、同影岡俊範、同曾我部秀司。

提案理由。

地方自治法の一部改正を考慮し、町議会議員と町との間の地方自治法第92条の2に規定する請負の状況を公表することにより、議員の請負の状況の透明性を確保し、議会の運営の公平性及び事務の執行の適正を図ることを目的として松前町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を提出することになりました。

条例の概要を御説明いたします。

参考資料も一緒に見ていただけたらと思います。

条例は、第1条から第5条までの全5条の構成となっています。

最後に、附則で施行日等を定めています。

条項全部の詳細説明は割愛し、概要を説明していきますので、御確認ください。

まず、第1条、目的。地方自治法の改正により、政令で定める一定金額300万円までは、議員個人による町との請負が規制の対象から除かれ緩和されることとなったことから、議員の町に対する請負の状況を公表すること等により請負の状況の透明性を確保し、議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ります。

第2条から第5条までの説明は省略させていただきます。

なお、この条例は公布の日から施行します。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議員提出議案第2号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議員提出議案第2号は原案どおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

これにて散会します。

午前10時32分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 住 田 英 次

松前町議会議員 稲 田 輝 宏

松前町議会議員 村 井 慶 太 郎

12月18日（第2号）

令和5年松前町議会第4回定例会会議録

令和5年12月18日第4回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

1番 重松知之	2番 池内邦仁	3番 池田幸子
4番 西村元一	5番 渡部恵美	6番 曾我部秀司
7番 住田英次	8番 田中周作	9番 城村トキ子
10番 影岡俊範	11番 稲田輝宏	12番 村井慶太郎
13番 藤岡 緑	14番 加藤博徳	

不応招議員は、次のとおりである。

な し

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の14名である。

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田 中 浩 介
副 町 長	徳 居 芳 之
教 育 長	足 立 一 志
総 務 部 長	大 川 康 久
保健福祉部長	早 瀬 晴 美
産業建設部長	渡 部 博 憲
出 納 局 長	仙 波 晴 樹
教育委員会 事務 局長	住 田 民 章
総 務 課 長	友 田 秀 樹
財 政 課 長	田 中 志 延
税 務 課 長	塩 梅 敬 介
危機管理課長	金 子 裕 之

町民課長	渡辺司
福祉課長	平村展章
保険課長	柏原正
子育て支援課長	大西雅弘
健康課長	佐藤真一
まちづくり課長	山田善仁
産業課長	田中俊臣
上下水道課長	住田俊哉
学校教育課長	金子貴徳
社会教育課長	三原三千夫

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	楠田匡志
議会事務局 書記	徳本敏子

令和5年松前町議会第4回定例会

議事日程表 No.2

令和5年12月18日（月）	午前9時30分	開議
日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	一般質問（提出順位）	

午前9時30分 開議

○議長（住田英次） ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（住田英次） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。

13番藤岡緑議員、14番加藤博徳議員、以上両議員を指名いたします。

~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（住田英次） 日程第2、一般質問を行います。

質問者の順位は、通告書の提出順位により行います。

一般質問は、通告書で示された件名ごとに質問とそれに対する答弁をお願いいたします。

1番重松知之議員。

○1番（重松知之議員） 議員番号1番、重松知之です。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、12月定例会に当たり通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問に先立ちまして、田中新町長になられて初めての一般質問であり、私自身議員になって初めての一般質問をさせていただくこと、誠に光栄に存じます。

7月の出馬表明以来、11月26日の町長選までの約4か月間、御自身なりの政策立案や前町長とは一線を画する姿勢を表明され、その後の激しい選挙戦を経て町長に当選されたこと、心からお喜び申し上げます。

そこでまず、お伺いします。

田中町長が選挙戦で掲げた公約実現に向けて、町長御自身、職員15年の経験を生かしてこれからの町政に臨まれると思いますが、問題は山積しています。まずはその中で、これからどのように町政のかじを取っていかれるのか、総合的な部分でお聞きしたいです。

また、松前町の人口減少についてお尋ねします。

松前町には諸問題ございますが、その中でも人口減少は喫緊の課題であろうと思います。人口減少は少ないままでも豊かなまちづくりを目指すのか、または松前町の魅力を発信するなどして移住促進、人口増加を図るのか、基本戦略をお聞きしたいです。

続きまして、総合病院の誘致についてお尋ねします。

松前町は総合病院の誘致については他市町村より立地条件等に恵まれております。過去

の一般質問でも私の知り得る限りですと、2004年6月、2006年3月、2011年6月にも総合病院誘致について質問がなされていますが、その後の進展がないようです。今後の町政においても積極的な働きかけをし、誘致実現を希望する住民が多いと思いますが、松前町としての考えをお聞かせください。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） それではまず、町政についてのまず1ですね、どのように町政のかじを取られるのかということについてお答えをします。

役場職員としての15年間の経験は、地域課題を理解する上で貴重な財産であり、職員の皆様とも信頼関係を築いてまいりました。また、職員としてだけでなく、地域の役員や消防団員、PTA役員など、地域に根差した活動を続けてきたことも貴重な財産でございます。これは町政を円滑に進める上での大きな利点であると考えています。

これまで皆様と築いてきた絆を大切にしながら、町民の皆様の声に耳を傾け、サービスの効率化や改善点の発見を進め、住民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。また、これからは町長として役場内外の協力関係をさらに強化し、チームワークを重視した効果的な情報共有や、コミュニケーションを通じて組織全体が一丸となって町政に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、人口減少についてという御質問にお答えをさせていただきます。

松前町の人口は2005年の3万564人をピークに減少傾向が続いており、2040年、17年後には2万5,000人まで減少し、高齢化率は40%まで上昇すると予測されています。人口減少時代の中で様々な分野で縮小が起きます。このままでは近未来、いろんな意味で松前町も縮小していきます。税収も落ちますし、地元企業のマーケット市場も縮小します。若い力、エネルギーがなければ、子どもたちも高齢者の皆さんも支えることはできません。人口減少を食い止め、未来を変えるためには、これからの10年が重要だと考えています。新しい産業の誘致や地域資源を生かした新たなビジネス創出に取り組み、若い世代の定着促進を図るとともに、子育て支援や教育の充実など、真に安心して子どもを産み育てられる環境整備に取り組み、出生数の増加を目指してまいりたいと考えております。

○議長（住田英次） 佐藤健康課長。

○健康課長（佐藤真一） それでは次に、総合病院の誘致についてお答えします。

県は医療法第30条の4に基づいて策定する愛媛県地域保健医療計画で、県内を6つの圏域に分けて、それぞれの地域の実情に応じて必要とされる基準病床数を設定しています。総合病院や入院施設を伴う一般的な病院を開設する場合は、基準病床数を既存の病床数が下回っていることが前提となります。この計画では、本町の属する松山圏域で必要とされる基準病床数は6,300床であるのに対し、既存の病床数は8,048床で、基準病床数を既存の

病床数が上回る過剰な状態にあり、新規に総合病院や一般的な入院施設を伴う病院の開設は困難な状況です。町としては総合病院の誘致は困難ですが、今後も地域の医療機関等と連携し、町民の皆様の健康づくりを支え、安心して生活できる優しいまちづくりに努めてまいります。

以上です。

○議長（住田英次） 重松知之議員。

○1番（重松知之議員） 町長におかれましては前向きな御答弁ありがとうございます。田中町長の町政のかじ取りに関しましては、町長の思い描く政策、たくさんあるかと思いますが、またどれも一朝一夕には実現しないと思います。まさに町長がおっしゃられたようにチームワーク、行政と町民が一体になってこそ実現し得るものだと思います。今後の運営について大変期待をしているところでございます。

人口減少につきましては、すなわち地域のコミュニティの形骸化というのにつながるおそれがあるかと思えます。その中で地域のお年寄りに最近話を聞くことが多いんですが、やっぱり地域に元気がなくなったとか、子どもの数が少なくなってきたとかという話を結構いただくんですが、確かに人口増加が全てとは言い切れないと思うんですが、町の発展のためには欠かせないことだと考えております。一步踏み込んでといいますか、町長が町長になれる前に、調整区域を外すことに関して述べられていたのを聞いたんですが、そのあたり農業委員会等との調整などもあると思うんですが、お考えをお聞かせいただければと思うんですが、よろしく願います。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） ありがとうございます。

調整区域のところでしましてお答えをいたします。

調整区域に関しましては、やはり松前町はほとんどが調整区域というところで、宅地開発や工業施設の開発が難しいところでございます。しかしながら、松前町の中小企業が松山市に抜けていったり、伊予市に抜けていったりしている現状と、また住宅地がかなりもう少なくなっている現状がございまして。人口減少を食い止めるために若い人の呼び込みを考えると、やはり市街化調整区域内にも地区計画などをつくり、宅地開発などができるようにしていけないものかと、これから検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（住田英次） 重松知之議員。

○1番（重松知之議員） ありがとうございます。なかなか一筋縄ではいかないことかと思いますが、どうかよろしく願います。

あと病院の誘致につきましては、病床数等事情があるかと思えますので、よく分かりました。ありがとうございます。

以上です。

○議長（住田英次） 重松知之議員。

○1番（重松知之議員） 続いて、2つ目の質問でございます。

まず、大人のひきこもり全般について御質問いたします。

現代においてひきこもりとはもはや若者特有の問題ではなく、大人というよりも中高年になってからでも起こり得るものです。やむなくの退職やリストラ、職場の人間関係などが原因となって、一度社会から遠ざかってしまうと現代の日本ではレールに戻るのには難しいと言えます。行政におかれましては、ひきこもり支援となるとどうしても15歳から39歳という年齢で線引きし、または個々人の疾患や障がいの問題ということにされてきた傾向があるかと思えます。ところが実態は40歳を超えるひきこもりの方は数多くいらっしゃいますし、また若年層においても問題を抱えていても障がい認定を受けていない人たちは数多く存在し、そういった人たちは制度のはざまに取り残されて、何の支援も受けることができない状態にあります。私自身40を超えて失職し、二、三年ひきこもりました。その間、所持金も尽きたんですが、一体どこに相談すればいいのか全く分からなかったですし、近所にいない友人、知人であれば、私の状況を知らない人も多かったかと思えます。2022年11月の内閣府の推計では、15歳から64歳のひきこもりの数は146万人であるとしています。

そこでお尋ねします。

松前町としては町内のひきこもりの人数を把握していますでしょうか。把握していたら、その数は増加傾向にあるのか、減少傾向にあるのか、ぜひお聞かせください。

○議長（住田英次） 重松議員、続けてお願いします。

○1番（重松知之議員） わかりました、はい。

続いて、8050問題についてお尋ねします。

ひきこもりは、先ほど申したように若年層だけの問題ではなく、中高年にも多く見られる問題として浮かび上がっています。ひきこもる人の年齢が高齢化しているということは、それを支える親世代の高齢化、すなわち8050問題につながっていると考えられます。高齢化した親御さんが自分の子どものひきこもりを相談に窓口を訪れるというのは難しい面もあるかと思えます。今後増え続けていくと思われる8050問題ですが、行政側からの積極的な訪問をして、実態を把握していくという考えはありますでしょうか、考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

平村福祉課長。

○福祉課長（平村展章） それでは初めに、大人のひきこもりの人数把握についてお答えいたします。

厚生労働省は、ひきこもりとは様々な要因の結果として、就学、就労、家庭外での交友などの社会的参加を回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念と定義しています。

町内のひきこもり状態にある人の人数について、平成29年度に愛媛県が実施したひきこもり等に関する実態調査結果では、平成29年12月現在で年齢別に10代、20代、30代が各1名ずつ、また50代が2名、60代が3名の合計8名です。ただし、この調査は戸別訪問や関係先等への聞き取りは行わず、民生委員等が把握している状況を集計した結果であることから、地域におけるひきこもり状態にある方の一部分であると捉えていること、また厚生労働省が定義しておりますひきこもりの統一的な基準で行われた調査データがないことから、現時点において町内でひきこもり状態にある方の人数は把握していません。

なお、国では先ほど重松議員が御質問の中にありましたとおり、昨年11月に内閣府が実施をいたしましたこども・若者の意識と生活に関する調査において、生産年齢人口に当たります15歳から64歳までの年齢層で、広い意味でひきこもりと定義している、趣味の用事の時だけ外出するや自室からほとんど出ないなどの状態が6か月以上続いている人は年齢層の2%余り、146万人に上ると推計されており、この調査結果を基に松前町内の15歳から64歳までの年齢層において試算すると約340人と推計します。

次に、8050問題についてお答えします。

8050問題とは、80代の親がひきこもり状態による50代の子どもを心理的にも経済的にも支え切れなくなり、生活が行き詰まってしまう状態をいい、この背景にあるのが子どものひきこもりの長期高齢化で、全国的に深刻化しています。また、その要因は家族構成や家庭環境に応じて千差万別で、対象世帯によっては家族が外部の人に知られたくないというケースもあり、家族等から相談を受ける前に訪問することによって、さらにひきこもりの状態を悪化させてしまうことから、町としては積極的な訪問による実態把握の考えはありませんが、ひきこもり状態にある方の情報を把握したときには、個々の状況に応じた多様な悩みに寄り添う支援が必要であると考えています。

今後は国が実施するひきこもり支援推進事業を活用し、官民の枠を超えて広く関係機関が連携、協働する支援のネットワークの構築に向け、研究をしてまいります。

以上でございます。

○議長（住田英次） 重松知之議員。

○1番（重松知之議員） ありがとうございます。

ひきこもりの人数についてですが、私が推計している341人と差がなかったのも、そのとおりかなと思います。なかなか実態が見えにくい問題ではあるかと思うんですが、ひきこもりというのは自分からわざわざ、僕ひきこもりなんですよとかってというのは担当課に電話しないと思うんですよね。やはり行政側のほうから見つけていくというか、寄り添っ

ていくという姿勢が大事なんではないでしょうか。訪問が難しくても、例えば電話で、今月は住民税の納付ができませんというような電話が、例えば住民の方がいらっしゃったとしますと、行政側も、はい、そうですかで終わるのではなくて、何か困窮しているから住民税が払えないわけだと思うんです。なので、払えないということは何か困窮している理由はありますかと寄り添うところから問題が見えてくると思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（住田英次） 平村福祉課長。

○福祉課長（平村展章） 議員御指摘の部分、確かにあろうかと思えます。実態把握をする、その手法の手段といたしましては、もちろんその御自宅を訪問するというケースも一例でございますし、先ほど答弁の中でも申し上げましたとおり、訪問することによって、そのひきこもり状態を悪化させるというふうなケースもございますので、この見極めはかなり非常に現場においても困難でございます。

そうした中で最近の福祉分野では、御本人や御家族の御自宅に出向く訪問支援全体をこれまでアウトリーチとしてきましたが、最近アウトリーチの手法も様々ございまして、例えば対象者を発見あるいはつながるためのアウトリーチだったり、アセスメントのためのアウトリーチ、支援のためのアウトリーチ、地域づくりのためのアウトリーチと様々な手法がございまして。こうした種々のアウトリーチを講じるためには、やはり行政機関内部、役場内部だけでは情報が限られておりますので、行政以外の関係機関との連携強化を図ることがやはり必要ではないかと考えております。そうしたところを踏まえまして、相談支援であったり、居場所づくりといった、ひきこもりにある状態の方が少しでも気づけるような環境、体制づくりを整えていく必要があるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（住田英次） 重松知之議員。

○1番（重松知之議員） 先ほど課長おっしゃられたように、アウトリーチも大切ですし、行政と地域との連携も必要かと思えます。その中でも例えば社会福祉協議会の中に、今全国ではひきこもり地域支援センターなんかを置いているところもございまして、例えば専門員が電話やメールで対応するっていう手もあるかと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（住田英次） 平村福祉課長。

○福祉課長（平村展章） 先ほども申し上げましたとおり、内容がやはり千差万別に及びますことから、様々な今窓口がございまして。そうした一つの窓口では対応できなかったところ、複合的な課題というものもあろうかと思えますので、まずは町といたしましては身近な地域における一本化した総合的な相談窓口等の設置について、検討、研究を進めてま

いりたいと思います。

以上でございます。

○議長（住田英次） 重松知之議員。

○1番（重松知之議員） 前向きに検討していただけるということで、ありがとうございます。

以上です。

○議長（住田英次） 重松知之議員の一般質問を終わります。

13番藤岡緑議員。

○13番（藤岡 緑議員） ただいま議長から発言のお許しをいただきました13番藤岡緑でございます。早速私の一般質問を始めさせていただきたいと思います。

まずは、改選後の松前町長のかじ取りはということで、選挙時に表明された公約実現に向けて、今後どのような姿勢で新町長として取り組むのかお聞かせください。

現職の町長との熾烈な町長選挙に勝利され、まずは新町長御就任おめでとうございます。私たち議会人としても、田中新町長が立候補を表明してからの数か月、献身的な選挙に向けての活動の中で新しいまさきをつくるというキャッチフレーズの下、5つの政策を打ち出され、多くの対話の中から生まれた課題を希望に変えていくという意気込みには大いに期待いたしております。

そこでお聞きしますが、町政の諸問題に関して、首長として何を一番の最重要課題として掲げ、具体的に実現していかれるのでしょうか。第5次松前町総合計画の継続、コロナ禍で影響を受けた経済の立て直し、業界の活性化、急速な地球温暖化による環境、防災問題、2024年問題など、町政にも大きく関わる課題が多くあります。特に少子・高齢化問題はあらゆる問題に関係しております。ぜひ新しいまさきをつくる最初のスタートに当たり、明確に分かりやすい新町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議員御指摘のとおり、様々な地域課題の根底には人口減少、少子・高齢化があると考えています。松前町においても、先ほども申し上げましたとおり、総人口は2005年をピークに減少傾向が続いており、中核となって社会を支える世代は2005年から2020年までの15年間で人口の約1割に当たる約3,000人が減少、さらに出生率は県内ワーストスリーという状況です。17年後の2040年には、高齢化率は約40%まで上昇すると予測をされています。

松前町は県内で人口減少率が低いからこのままでいいということにはなりません。負担ばかりが増える未来を子どもたちに残すわけにはいきません。この状況を打開していくために、圧倒的な子育て支援、真の教育の町、高齢者に優しいまちづくり、新産業・経済成

長戦略、持続可能な町の基盤整備、この5つの政策を実現、実行してまいります。しかしながら、すぐに実現可能なものと時間を要するものがございます。また、実現するには財源も必要です。まず、既存事業の見直しから始め、あれもこれもではなく、あれかこれかの選択をしなければなりません。厳しい選択があるかもしれませんが、未来を変えるために選択し、皆さんと一緒に松前町の未来を切り開いてまいりたいと考えています。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 藤岡緑議員。

○13番（藤岡 緑議員） 今、新町長からいろいろな希望に満ちた御発言がございましたけれども、この町長選では1万1,000票余りの町民の期待の思いが新町長誕生につながっているわけですから、その重責とプレッシャーも大きいと思います。それをしっかりと受け止めていただきたいと思います。逆に3,500票余りの前町長の施策への承認と期待も一部あったわけですから、一人一人の意見、少数意見にも耳を傾けていく姿勢を大事にしていきたいと思います。

町長はいろいろな人の意見を常日頃から、その選挙時のときからも、お一人お一人の意見をしっかりと聞くという姿勢を大事にしたいという御発言を私も耳にしておりますので、そういう姿勢をぜひお忘れなく、そういったことも尊重していただきたいなと思います。それから、このような実践、そういった点について具体的にそういうことをするっていうことはなかなか難しいことではあるんですが、具体的に町長としてはどういうふうな方法を考えているか、よければお話しいただければと思います。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） ありがとうございます。

選挙戦を通じて対話集会を開いたりであるとか、体操教室に足を運んだりですとか、そういう活動をする中でいろいろな皆様と対話を続けてまいりました。町長になった後もこのような活動を続けていきたいと考えておまして、町のほうでは町政懇談会を毎年開催をしているところでございますので、これを継続しながら、あとはほかにも対話を重ねるような場所がないか、そういう機会がないか、庁内で検討しながら、いろんな機会を捉えて皆さんと対話する機会を設けていけたらいいのではないかと考えております。

皆さんとも選挙戦のときにお約束をしましたので、皆さんと声が届くような町政をつくってまいります。これは私一人では実現ができないと思っております。議員の皆様もそうですし、職員の皆様も対話をするという姿勢を常に持ち続けていただいて、その声を皆さんと一緒に町政に反映させていけたら、松前町がよりよい未来を築いていけるのではないかと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 傍聴人に申し上げます。

静粛に願います。

藤岡緑議員。

○13番（藤岡 緑議員） そういう姿勢ですね、ですから対話ができるところ、もちろん町政懇談会もお続けになるということなのですが、対話がいろいろできる場所、そういった場所に、公務もお忙しいでしょうが、そういったところにも足をまた向けて、いろいろな声を聞いていただいて、そして先ほど言われたように一番最重要課題、そして至急に行っていかなきゃいけない課題、そういったものに取り組みながら、大きな課題に向けて進んでいただけたらと私のほうは思っております。よろしくお聞きしたいと思えます。

それでは、次の第2点です。

ビジネスケアラーについて御質問したいと思います。

高齢社会の中で働きながら親などの介護をする人のことをビジネスケアラーと呼んでおりますが、最近そういった人々が増えております。離職にもつながるこの社会問題に、行政としての取組についてお聞きしたいと思います。

2030年には、家族を介護する人のうち4割に当たる318万人がビジネスケアラーになると言われ、離職や労働生産性の低下に伴う経済的損失額は9兆円にもなるという将来推計が経済産業省から公表されております。介護認定を受けた人が利用できるサービスは、家族が仕事と両立させるため注目されております。しかし、介護保険サービスは利用できる内容や頻度が限られております。また、介護保険外のサービスは民間企業のサービスが多いため、全てではないんですが、高齢者に情報が十分に行き渡らず、不当な内容で契約をしてしまったりとするようなこと、あるいはそれが費用の負担が増えるというリスクなどが指摘されているというケースもございます。信頼性の確保が課題となっていると思えます。

そこで、市町村ごとに高齢者のニーズを掘り下げるとともに、訪問理美容や配食サービスなどの民間業者とのマッチングを行って利用につなげようと、今年度全国9自治体でモデル事業を行い、それらの事業を集め、全国の自治体に広げようという動きもあると聞いております。これも経済産業省の下に行われているようですが、今後の参考にさせていただきたいし、実際の現場のケアマネさんたちの声を聞いて、松前町の実態を間接的にも知っていただき、行政としてこれからもできることにつなげていってほしいと思えます。在宅介護を希望する人が多くなれば、さらにこのビジネスケアラーの増加が大きな社会問題となってきます。可能な限り仕事を続けながら、介護との両立ができる環境づくりのため、行政としてきめ細かな支援ができるような仕組みづくり、そういったものを構築できたらなというふうに考えますが、町の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

柏原保険課長。

○保険課長（柏原 正） ビジネスケアラーについてお答えします。

議員御指摘のとおり、高齢社会を迎えた我が国ではビジネスケアラーが年々増加しており、経済産業省の推計では、生産年齢人口の減少に伴い、ビジネスケアラーの介護離職等による経済損失額は2030年時点で約9兆円と試算しています。そのため経済産業省では、先進的な企業にとどまらず、より幅広い企業が従業員への支援策として介護と仕事の両立支援に取り組むことを促すために、企業が取り組むべきことを具体的にまとめたガイドラインの策定に向けて議論が始まったところです。

ビジネスケアラー等、高齢者の困り事に対応するため、町では地域包括支援センターに総合相談窓口を設置し、高齢者や家族介護者等からの様々な相談を受け付け、医療機関やサービス事業所と連携を図りながら、高齢者一人一人の状況に応じた支援に取り組んでいます。また、相談支援体制の強化を図るため、地域における多職種との連携や対応力の強化を目的として、介護支援専門員連絡会を定期的で開催しており、その一環として今年3月にはケアマネジャーを対象に、「仕事と介護の両立支援」と題した研修会を開催したところです。引き続きこのような支援体制を維持するとともに、地域包括支援センターに設置している総合相談窓口をさらに周知し、ビジネスケアラーに寄り添った支援に努めてまいります。

以上です。

○議長（住田英次） 藤岡緑議員。

○13番（藤岡 緑議員） ビジネスケアラーの問題は、なかなかすぐに対策で改善されるというわけではないと思いますので、非常に長いスパンでいろんな形でやっていかなきゃならないし、また経済産業省が出されていく施策についてもしっかりと注視して、行政としてできることはしっかりとつなげていただきたいと思います。

多分出されている先進的企業にガイドラインとかというものを出されても、大企業とかそういったところは企業休暇なんか非常に取りやすい、介護休暇を取りやすい状況だと思うんですけども、中小企業につきましてはやはり規模的にもなかなか介護休暇も思うようには取れないし、仕事との両立がなかなか難しいという状況の中で、その個人が抱える問題としてはやはりあまりにも負担が大きく、どうしても仕事を辞めざるを得ないという状況に追い込まれてしまっているというのが現実ではないかと思います。

そういった中で行政として、そういうところに追い込まれてしまってどうにもならない状況になる前に、何らかのサービスなり、何らかの手だて、支援ができることによって、少しでもそれを離職につながらない状況に持っていくことができるのではないかというふうに、そういった部分についての今後のサービス支援についてもしっかりと地域包括性支援センターとも連携しながら、やっていただきたいなというふうに思っております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（住田英次） 藤岡緑議員の一般質問を終わります。

12番村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） 12番村井慶太郎、一般質問を始めたいと思います。

初めに、町民の信任を得て、第19代松前町町長に当選され、おめでとうございます。新しいまさきをキャッチフレーズに掲げ当選されましたが、喜びと同時に責任と使命の大きな重圧にもなりましようが、3万人余りが乗る松前丸のかじ取りを任されましたので、執行部と議会に対立するのではなく、まさしく両輪となって、新町長の目指す新しいまさきに向かって町政運営にお互い真剣に取り組んでいただきたいと思います。

また、本町では人口減少、少子・高齢化、また待機児童問題など、そして厳しい財政状況、今は自治体を取り巻く状況はますます厳しさを増しております。地方では持続可能な社会の構築が急務となっていますが、私はこの松前町がほかの自治体が羨むような町政運営を望んでいますので、今後新町長の手腕を発揮するよう望んでおります。

さて、質問に入りますが、正直なところ私は新町長、田中町長とこうやって話しするのは実質初めてですし、町長になられて初答弁になりますので、今回はちょっと緩く質問をしたいと思いますので、肩の力を抜いてざっくばらんにしてください。

では初めに、新町長に問うということで要旨説明、5つの公約、これ町長が掲げた選挙公報の公約5つ、これ全部聞こうかなと思って一応質問の要旨説明には書いているんですけど、5つ聞いても一緒なんで、ちょっと一番聞きたいところだけ聞かせていただきます。

圧倒的な子育て支援、これについてちょっと聞きたいんですよ。僕が言いたいのは、今回給食費の無料化をやりますよね、給食の無料化。をうたって出とんじゃけん、給食費の無料化を僕ちょっと聞きたいのは、今の予算組みしよらいね、当初予算に向かって、この来年度の4月にやってもらえるんか、それとも1年置いた再来年になってしまうんか、ちょっとそこを聞きたいんですけど、それ言えます。

○議長（住田英次） 大丈夫ですか。

村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） じゃあちょっと質問がずれてますんで、じゃあこの公約の質問でいきましょう。要旨にあったんとちょっと具体的なね、聞きたかったんやけども、1番だけ聞かせていただきます。

子育て費用の3つの無償化、所得制限なしといふこのちょっと右にちゃんが3つあって、2人目以降の保育料の無料化、これ公約にしていますよね。僕これ2人目、ちょっとここに僕、文句言いたいんやけど、2人目以降ということは、兄弟がおらないかん、まず。一人っ子やったら無料にはならん。兄弟の2人目、2人目言うたらね、最初の子と比べたら2児の子は半額なんですよ。ね。ほで、2人目以降ということは、3人目はねもう今は

もうただなんですよ、保育料無料、3人目は。ほんなら、2人目だけが無料化になるということで、僕町長にちょっと言いたいのは、こういうどれぐらいの人数がおるんかどうかわかんけど、この2人目以降の保育料、以降というんは3人目はもっともっとただなんよね、無料化なんです。ほで、2人目。仮に2人目が無料になったにしたって、ほったら姉ちゃんや兄ちゃんが小学校へ上がったとき、この子一人にならね、そういうときはこの子はほったら1人としてみなされるのかどうかというのをちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（住田英次） お答えできますか。

理事者の答弁を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） それでは、圧倒的な子育て支援の部分について御質問をいただきましたので、回答させていただきたいと思います。

3つの無償化を私掲げました。1つが18歳までの医療費の無料化、2つ目が2人目以降の保育料の無償化で、それから小中学校の給食費の無償化、この3つでございます。今、議員から御指摘のありました2人目以降の部分についてなんですけども、こちら2人目以降という条件をつけたのが、出生率がこれからのキーワードになると私考えておまして、2人目以降に絞ったのは、2人目を産もうとする方に対してのインセンティブではないですけども、そういう着手しやすいように、取り組みやすいようにということで、2人目以降をつけた部分と、あとは財源的な部分も少し考えております。できれば1人目から無償化することが子どもを産みやすい環境にはつながると思うんですけども、まずはこの2人目以降というところから始めたいと考えてはおります。

あと給食費の無償化についても御質問があったかと思えます。

当初予算を編成はこれからしていくんですけども、できるだけ早期に実現はしたいと考えております。それが私の掲げた公約、これを実現することが今回の選挙でいただいた皆様からの期待に応えることだと思っておりますので、実質的には予算がないとなかなか実施ができるものではないので、大体給食費の無償化するのに幾らかかるのかというのを試算した上で、それから今物価も上がってきておりますので、私が想定したよりも上がってくることも見込まれます。その辺も勘案しながら早期実現を目指して取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） 小中学校の給食費の無償化よね。これは僕大賛成なんやけど、今、当初予算の組立てをしよるとこなんですよ、まだ終わってない。しょう思うたら何ぼでもできる。これは僕が言うけん、やれというんじゃないんやけど、これは町長が決めることやけんね、僕ら予算とかそんなのは分かん。議会がいろえるもんじゃないけん

ね。それは執行部側が、多分ここ議場における部課長、皆あなたの先輩ですよ。大体もう有志ぎりなんやけん、みんなで頭使って知恵出し合うたら、多分4月からできると思うんやけど、ぜひ4月からやっていただきたいんが僕の本音。今、傍聴席で手もたたいてくれようけど、多分町民はそういうことに期待して町長に清き1票を入れとんですよ。何かこの町長やったらしてくれるんじゃ、こんなんしてくれるんやと。僕は愛媛県中でも、四国では分からんけど、愛媛県中で今注目の的なんですよ、田中町長というのは。ほで、そんな弱腰やなくて、もうやるんやったらやるでどんとやってもろうて、他市町がやれよ、松前町すごいよと、こうやって思われるような、僕は町にしてほしい。多分傍聴に来ておられる方も、町民の方もそういうふうな、何かしてくれるんやということで期待感いっぱいでもろうとるのに、弱腰で今年はちょっと来年からというんは、なかなか町民さんも許さんのやないんかなと思うんやけど、ちょっと答弁もらえたらうれしいですが。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） ありがとうございます。力強いお言葉をありがとうございます。

私、町長部局のほうでも弱腰にならずに強気の予算編成ができるよう、職員とも知恵を絞って予算編成に当たってまいりたいと思います。できるだけ早期の実現に向けて頑張っ
てまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（住田英次） 村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） ありがとうございます。それぐらいの答弁はしてもらわんと
ね、新町長なんやけん。期待してますよ。

それと、僕一番引かかるんが、この2人目以降、今新町長になられてちょっと分から
んと思うんで、担当課が分かったら教えてほしいんやけど、今現在2人、3人目はあれ、
ほったら兄弟がおって2人目以降で保育園に通うとる人数が何人中何人おって、何かパー
セントで何%ぐらいの人が兄弟がおって2人が保育園行きよる人がおるんか、ちょっとお
聞かせできたらお聞かせ願いたいんですけど。

○議長（住田英次） 今の質問、お答えできますか。

大西子育て支援課長。

○子育て支援課長（大西雅弘） 子育て支援課長の
大西です。

ちょっと数字についてなんですが、若干議員さんのおっしゃる数字の御回答にならない
かもしれないんですが、今現在12月1日時点のゼロ歳児から5歳児、入所している数は
604人のお子さまが保育所のほうでお預かりをしているような状況です。そのうち無償化
の対象になっているのは3歳児以降になりますので、無償化の対象になっていないゼロ歳
児から2歳児の子どもさんが263名いらっしゃいます。その263名のうち御兄弟、上のお子
様がいらっしゃる方が151人いらっしゃいまして、ゼロ歳児から2歳児の263人の割合でい

きますと、57.4%の方が御兄弟がいらっしゃるということで、確認はこちらのほうで把握はしております。

以上になります。

○議長（住田英次） 村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） ありがとうございます。

57%の人、この人が今度の無償化に対して適合する人ということなんやけど、これまた来年度になるとまた人数も変わってくると思うんですけど、またちょっとここで町長にむちゃ振りするんやけど、僕こういう2人目以降というたら、もうこんな言い方したら悪いんやけど、小手先の政策じゃなくて、無償化やったらもう全部どんとやってもらいたい。お金も要るんやろうけど、僕らは、それは執行部が考えることで、僕らもう無責任に言よんやけど、もうどうせやるんやったら無償化。ほで、僕が思うんやけど、町長、本当傍聴も来てくれとる、ほんで1万何ぼの票も取っとんやけん、やっぱりこの人何かしてくれるんやと、松前町を何かどうにか変えてくれるんやというんで、町長も新しいまさきというんでスローガン掲げてやりよんやけん、僕はできんかも、むちゃ言うんかも分からんけど、もうどうせするんやったら無償化やって。もうそんなんやったら議会もみんなが応援しますよ、おお、やれやれというて。対立するんじゃない、もう議会と行政が対立するよなんはもう終わっとんよね、今ね。ほやけん、みんなが協力し合うて、ほで松前丸、町長がかじ取って、ええ方向へ行きよんやったらみんなが応援するんよ。違う方向へ行きよったら、わあわあ言うかも分からんけど、ええ方向へ行きよんやったら無償化なんかというたらもう最高やないですか。給食費は無料になる、保育料は無償化になる、これはもう最高ですよ、松前町民、もう万々歳よね。僕らも大手振って応援しますんでね。すぐには言わんし、できることとできんことがあるんで、今後考えていってほしいなというんが今日の大きな質問の一つですが、よろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（住田英次） 村井議員、2番目の質問は。

○12番（村井慶太郎議員） いや、もう特化して一ちょだけ言うんで、ああ、ごめんごめん、2番目ね、ありがとう。ああ、ごめんなさい。

今、松前町では、うわさでは新町長の話、それと大谷翔平の1,000億円、これと何とか党の裏金疑惑、この3つがかなりのうわさよね。うわさというか、ちまたのうわさに松前町ではなっとんですよ。

そこで、ちょっとごめんなさい、2問目聞くん、今1,000億円、1,000億円ということで大谷さんの報道もいっぱいあるんやけど、今回大谷翔平がグローブを各小学校に送ってくれるということで、ちょっとグローブの話が飛んでしもうて、1,000億円が強過ぎて。松前町にも多分来ると思うんですけど、このグローブの取扱いをちょっとお聞きしたいんで

すけど。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

足立教育長。

○教育長（足立一志） それでは、大谷選手から寄贈のグローブの取扱いについてお答えします。

メジャーリーグで活躍されている大谷翔平選手から全国の全ての小学校約2万校に対し、右利き用2個、左利き用1個、合わせて3個のグローブを12月から来年3月までをめぐりに寄贈すると発表されました。これを受け、スポーツ庁から各小学校に対し受納希望の意向調査があり、町内3小学校とも受納を希望することから、その旨報告をいたしました。

大谷選手から送られたグローブをどのように使うかについては、野球を通じて元気に楽しく日々を過ごしてもらいたい、このグローブを使っていた子どもたちと将来一緒に野球ができることを楽しみにしているという大谷選手の思いを尊重し、子どもたちが実際に触れ使うことができるよう、また地域の皆さんにも御覧いただけるような活用について、各小学校において子どもたちの意見も取り入れながら考えてまいります。

以上でございます。

○議長（住田英次） 村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） このグローブ、教育長、小学生には送ってこられるんやけど、多分町民も見たいと思う。僕も見たい。ほやけん一回、期限はどれぐらいにするか知らんけど、庁舎内に飾ってくれるとか、やっぱり町民が、やあ、これかやということで、多分野球をしようぜというような、何か書いとるポスターとか、そんなんも一緒に来るんかどうか分かりますよ、グローブだけか、この一言書いてくれとる、多分町民も見たいんで、町民の目に触れるようなとこに期間限定でちょっと置いてもらおううれしいなと思うんですけど、そこらは要望みたいなんは聞いてくれるんですか。

○議長（住田英次） 足立教育長。

○教育長（足立一志） 町民の方、私自身もそうですけれども、興味、関心は非常にあるので、そういう機会はできればいいと思うんですけども、基本的には学校を対象にしておりますので、各校区ごとぐらいになるかもしれませんが、各小学校あたりで地域の方々にも見ていただけるような場をつくりたいというふうにお願いしたいと思います。基本的には子どもたちと学校のほうで意見を交わしながら、使用方法については検討していきますけれども、地域の方にも目に触れることができるような場はつくりたいとは思っております。

以上でございます。

○議長（住田英次） 村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） ぜひよろしくをお願いします。

ということで、これで私の一般質問は終わります。どうもありがとうございました。

○議長（住田英次） 村井慶太郎議員の一般質問を終わります。

10時45分まで休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（住田英次） 再開いたします。

6番曾我部秀司議員。

○6番（曾我部秀司議員） 6番曾我部秀司、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

町長は新しいまさきへを目指し、実現すべき5つの政策を掲げ、それらを実現するために前進していくことを強く誓っていることと思います。これからの町長の姿勢、そして公約をどのように実現するのか、町民の皆さんは注目していることでしょう。また、これから質問する義農大賞と浄化槽設置費補助金新築分の廃止について、町長はどのように考え、今後どのようにするのか、町民の皆さんは関心を持っていることと思います。そういった思いがあり、この2点について質問させていただきます。

最初に、義農大賞について質問します。3点質問させていただきます。

1つ目、今回の義農大賞の応募数についてです。

1つ、県内、うち町内、県外それぞれの件数、2、第1回に続いての応募、新規の応募、それぞれの件数についてお聞かせください。

2つ目です。X（旧ツイッター）のサダキヨ公、公式愛媛県松前町義農大賞は2年ほどツイートなどなく更新されていませんが、その理由をお聞かせください。

3つ目です。

今後の義農大賞について、町長自身の考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） それでは、義農大賞についてお答えします。

義農大賞は、郷土の偉人義農作兵衛を顕彰するとともに、松前町の知名度向上を図ることを目的として、全国から義農精神を体現している個人、団体を募集し、顕著な功績のあった団体等を表彰する制度でございます。同事業は令和4年4月23日に第1回の義農大賞表彰式を行ったことを始まりとして、隔年で継続的に開催することを予定しているものです。現在は令和6年4月23日、第2回義農大賞表彰式の開催に向けて、大賞の選考作業を行っているところでございます。

議員御質問の義農大賞の応募数につきましては、延べ140件の御応募をいただいております。前回の165件には及ばないものの、全国各地から数多くの御応募をいただいている状況でございます。それぞれの応募状況の内訳を申し上げますと、応募者の地域別では県内25件のうち町内4件、県外115件、前回からの継続か新規かにつきましては、前回に引き続き応募していただいた団体等が27件、新規に応募していただいた団体等が113件でした。

次に、X（旧ツイッター）のサダキヨ公につきましては、第1回の事業において応募数の向上を図るため、委託業務の中で情報発信の業務を指示し運用していたものです。2年ほど投稿してない理由としては、第1回の応募状況に鑑みると、Xにおける情報発信よりもダイレクトメールによる周知のほうが効果的であったことから、今回はサダキヨ公アカウントの運営に要する費用をダイレクトメールによる周知強化に要する費用に充てたためです。

今後の義農大賞につきましては、現在準備を進めている第2回の事業にあつては、たくさんの方の善意ある団体から既に応募いただいている状況を考慮すると、表彰の中止はできないものと考えております。しかしながら、批判のある中で計画どおりに事業を進めることは適当ではないため、第2回の義農大賞表彰式で予定している能の公演を中止するなど、今後の実行委員会において事業の見直しについて検討いたします。また、それ以降の事業にあつては、現在のような多額の財源を必要とする事業の在り方は廃止すべきと考えており、松前町の全国的な知名度の向上につきましては、改めて別の方法を考えてまいりたいと考えております。

そのほか義農作兵衛の顕彰につきましては、例えば4月23日に開催しております義農祭において、町内でボランティア活動を行っている団体を表彰するなど、コストがかからない方法での町内の義農精神を体現している団体や方々へ光が当たるように検討してまいりたいと考えております。

○議長（住田英次） 曾我部秀司議員。

○6番（曾我部秀司議員） 2回目になりましたので、ある程度いろんなことが詳細に決まっていることと思うんですけども、何点か質問させていただきます。

目的にある全国的な知名度向上というんですけども、知名度というのはどのように規定されているのか、本町として。漢字表記を松前町と読めば、これは知名度の一つであるとしてののか、そのあたりをお聞かせください。

○議長（住田英次） 答えられますか。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 知名度の点についてお答えをいたします。

これ私の個人的なものになるかもしれませんが、知名度というのは知っていただいて、

松前町のことを知っている方が増えたら知名度向上ということになるかと思いますが、これは計りようがないと私は思っております。義農大賞によって知名度を向上する。向上するのもいいんですけども、その先のビジョンがないと、これをやる意味はないと私は思っております。知名度を向上させた後で、その次に何をするのか、これがないとその事業などはする必要はないと考えております。

以上でございます。

○議長（住田英次） 曾我部秀司議員。

○6番（曾我部秀司議員） すいません、指名をさせていただきます。

田中産業課長にお伺いします。

やはり目的を成し遂げるためには、目標を立てていなければいけないと思うんです。そしたら、この目的を成し遂げるためにどのような目標を立てておられたのか、お聞かせください。

○議長（住田英次） お答えできますかね。

田中産業課長。

○産業課長（田中俊臣） 目的、目標についてお答えいたします。

従来から一般質問に対して答弁させていただいておりますとおり、この事業は成果指標が数値で表せる定量的なものではなく、定性的なものであると答弁させてきてまいりました。その目標、目的について、それを具体的に御説明するのは困難であると思っております。

以上です。

○議長（住田英次） 曾我部秀司議員。

○6番（曾我部秀司議員） 松前を知らない方に積極的に知らせていく、これが目的、目標だと思うんです。例えば今回であれば、応募数を増やすために個別に、例えばダイレクトメールですとか電話連絡をして応募を依頼する、これを47都道府県にするんだというこういう目標、あるいは200件を募集を集める、こういう具体的な目標値を設定していないと評価ができない。例えば先ほど言いましたツイッターであれば、はっきり言って効果がなかった、だからダイレクトメールにするんだ。だから、ツイッターのほうも月に何回これを目標として更新していく。それでも効果がなかったから、やめてダイレクトメールに替える。どの事業でもそうだと思うんです。目的があつたら、しっかり目標を立てなければやれない、評価ができない。それが効果があつたかどうかも分からない。ですので、そのあたりはやはりどの事業でも私は目標をしっかり具体的な数値を基に立てていただかなければ事業としてやっていけないんじゃないかなと思いますので、その点はやっていただいたらと思います。

先ほど町長も言いましたけれども、知名度のところで聞いて、やはり知名度向上したか

らどうしたんだと、町民の皆さん、そう思われると思うんですよ。知名度が上がったから、例えばふるさと納税がこれだけ増えたとなると、ああ、2年間で1,500万円かけても、ああ、そんだけの効果があったんだな、それ以上のものがふるさと納税として返ってきたんだな、やはりそこだと思うんですよ。やはり町民目線というのは、このお金は町民から預かったお金でやっていくわけですから、やっぱり目に見えた形で返ってこなければ、町民は納得しないんじゃないかなと思います。

それから、先ほど町長が言われましたが、今後町内に目を向けた、これ私令和3年度当初予算の反対討論で言ったと思います。町内のボランティアの方を支援してください、あるいは表彰してください。そして、松前町をボランティアにあふれる町、義農精神にあふれる町にするのがまず先じゃないでしょうかということを反対討論で申し上げたと思います。そうしたら、令和7年度からそういった形で、町長、やられる予定でしょうか、お聞かせください。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 令和7年度からはそのような形に変えていきたいと考えております。よろしくをお願いします。

○議長（住田英次） 曾我部秀司議員。

○6番（曾我部秀司議員） それでは、次の質問に移らさせていただきます。

浄化槽設置費補助金新築分の廃止について2点質問します。

1つ目です。

町長はこれまでに町民との対話集会を何度か開催しており、その集会において浄化槽設置費補助金新築分が話題になったこともあったようです。町長は新築分の補助金廃止をどのように受け止めているのか、復活してほしいと考えてるのか、それらを詳しくお聞かせください。

2つ目です。

私は令和3年度当初予算でこの補助金の廃止がありましたが、これには反対でした。法令上では浄化槽の設置が義務づけられているため、補助金は必要ないということでしたが、ただ本町においては一般会計から下水道事業会計に毎年3億円ほど繰り出しております。転換の補助金は引き続き継続しておりますけれども、浄化槽新築分の補助金を廃止、この点に私は納得できず、当時は廃止に反対、現在でも復活し、継続していただきたいと考えております。町長自身は新築分の補助金に対してどのように考えているのでしょうか、お聞かせください。

以上です。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） それでは、浄化槽設置費補助金新築分についてお答えしたいと思います。

合併浄化槽新築分の補助についてお答えいたします。

対話集会、特に岡田、北伊予の校区の皆様から新築分の補助金廃止についてはぜひ補助金の復活をお願いしたいという御意見をいただきました。若い世代はもちろん高齢者の皆様も、子どもや孫が新築する際、必要な補助であると考えられておりました。また、公共下水道事業計画区域以外の住民の皆様が、町の生活環境の保全のため、法に従い住民自らが合併浄化槽の設置を実施しているのに、支援がないことに不公平感を感じられておられました。

次に、新築分の補助金に対してどのように考えているのかという御質問についてお答えします。

浄化槽補助は公共下水道事業計画区域以外の地域の生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与することを目的として実施されていることから、新築分についても補助をする必要があると私自身は考えております。補助開始時期や補助額については、実施に向け、現在検討を進めております。御理解いただければと思います。

○議長（住田英次） 曾我部秀司議員。

○6番（曾我部秀司議員） 先ほど町長答弁にありました岡田、北伊予校区では、補助金を復活してほしいという声が多数あったということなんですけれども、なんか私それおかしいなと思うんです。というのが、この令和3年度当初予算で原案どおり可決されております、賛成多数で。議員は町民の代表であり、町民の声、意見を反映しているはずですよ。ということは、当時を考えると廃止に賛成という声が議員の中に多かったということは、町民の中にも廃止でいいよという声が多かったんじゃないかなと私は考えます。今聞いてみると、結構声が多い。町長、ごくごく一部の意見じゃないんでしょうか、お聞かせください。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） ごくごく一部の意見かどうかについてですけども、対話集会、4回ほど重ねてまいりました。その中で浄化槽を復活してほしいという声は聞かれましたが、逆になくていいという声はありませんでした。どちらかというと私が話した人数もやっぱり限られておりますので、町内の中で何人がこれを求めているという具体的な数字までは分かりません。しかしながら、対話集会なので、お話ししたのは、私はできれば復活をさせていけるように予算化、検討していきたいという回答をしました。それを受けての選挙結果であれば、それは当然前向きに検討を進めるべきだと私は考えております。

○議長（住田英次） 曾我部秀司議員。

○6番（曾我部秀司議員） 本来ならば議員の仕事であるんですけども、やはり町民の

声を聞く、その対話集会も町長がされておるといことなんですから、このままいけばひょっとして補助金復活も反対に遭うかもしれない、そういったところをそれぞれの地区を代表する区長さん、区長会などでこの話題を出して、町長はこう考えているんだと、区長さん、皆さん、どう思われますか。そういう声を持ってこられると、例えばほとんどの区長がやはりそういった形で望んでいるというのであれば、議会は反対できないはずなんです。ですから、そういった機会があれば、ぜひ本来ならば議員の仕事なんですけれども、そういう現実を見せられると私たちも反対はできません。賛成するしかありませんので、そういう考えはお持ちでしょうか、お聞かせください。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 貴重な御意見をありがとうございます。

そういった方法も含めて今後どのようにしていくかというのは、区長は地域の代表でございますので、そういう方法もあろうかと思えます。検討を進めてまいります。

○議長（住田英次） 曾我部秀司議員。

○6番（曾我部秀司議員） それともう一点、これ私のお願いになります。

もし町民が復活を望む声が多いのであれば、これを廃止した執行部の責任、それとそれを認めた議会の責任なんです。そうすると、この新築分の補助金申請期間は令和3年3月1日、同年の3月15日までに設置完了するものに限られていました。となると、そこから復活するまでの間に新築をしたところは補助金がない、私これすごく駄目なことだと思うんです。ぜひその期間でも、復活された日に最低限の書類を持ってきたら補助金を出すという形を考えてもらえないでしょうか。町長どうでしょうか。

○議長（住田英次） 答弁できますか。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 今議員がおっしゃられたのは、恐らく遡って補助できないかというところじゃないかと思えます。単年度単年度で予算を計上しておりますので、なかなか遡っての補助は難しいのじゃないかなと、今私個人としては思っております。しかしながら、町の執行部のほうでもどういう可能性があるのかは検討してまいりたいと思えますので、その点については御理解いただければと思えます。

○議長（住田英次） 曾我部秀司議員。

○6番（曾我部秀司議員） これ私以前の教え子が令和3年、令和4年ぐらいにこちらへ帰ってきて家を建てると、ちょうどこの時期に私もその教え子とやり取りしてまして、先生、補助金廃止になるん、どうにかならんのと、帰って家を建てたいんだと、今まで補助金あったのに、ええ、すごく残念がってました。議員としてやれることはやるけれども、恐らく無理だろうなという話をしておりました。

だから、結構新築で帰ってくる、先ほどがありましたように、子や孫がこちらへ帰って

きて建てる、これは私は少子化対策の一つになると思うんです。ですから、そういったことをやっぱり考えていただいて、できるだけ遡ってのこれも検討していただきたい。はい、そういうことを最後に述べて、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（住田英次） 曾我部秀司議員の一般質問を終わります。

3番池田幸子議員。

○3番（池田幸子議員） 議席番号3番池田幸子です。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、12月定例会に当たり一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、学校教育におけるDX推進についてお尋ねいたします。

近年ではデジタル社会の発達と普及で様々なサービスが誕生し、私たちの暮らしも便利になってきました。国民生活も利便性の向上により、デジタルなしでは生活ができない現状と同時に教育現場においてもDXが進められ、それに対応した人材育成が求められています。

そういった中で文部科学省が提唱しているGIGAスクール構想では、本町においても全生徒にタブレットを提供した新しいICT情報通信技術を活用した学びのスタイルが進められています。同時にコロナ禍で遠隔授業の必要性が増したため、急速な環境整備をせざるを得なくなったかと思います。実際にコロナ禍でのリモート授業等によって表面化された課題も多いのではないかと感じております。このことは単純にコロナ以前の状態に戻るのではなくて、また新たな課題と今向き合うタイミングに来ているように感じております。今後もパンデミックの到来や不登校対策としてもリモート授業等の必要も出てくると思われておりますが、これまでの対応で生徒たちに有益だった点と今後解決すべき課題をどのように捉えているのか、お聞かせください。

また、デジタル教育を効果的に進めるためには、教育を提供する側である教員に向けての研修など、時代に合ったデジタルリテラシーが求められていますが、それらの現状や今後の意向についてもお聞かせください。

さらには、全ての生徒が十分なデジタル教育を受けられる環境整備が必要とされる中で、家庭環境によっては学習環境を提供できていない事例も出てきていると聞いています。今後も様々な課題がある中で、本町の学校教育DXの推進に向けた考えをお聞かせください。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

足立教育長。

○教育長（足立一志） それでは、学校教育におけるDX推進についてお答えいたします。

教育DX、デジタルトランスフォーメーションとは、教育現場においてデータやデジタル技術の活用によって学校教育の在り方や教育手法の変革を行うことであり、文部科学省のGIGAスクール構想もそのための一つの施策です。本町におきましても、令和3年度から1人1台タブレット端末の運用を始めるなど、学校現場におけるデジタル技術の導入を行い、教育DXを進めています。

本町においては、教育DX推進に向け、デジタル技術を活用した個別最適な学びを推進すること、リモート授業等による場所を選ばない学習環境の構築、デジタル技術による教職員の負担軽減を3本柱として考えており、それぞれについて申し上げます。

1つ目は、デジタル技術を活用した個別最適な学びを推進することです。

デジタル技術の活用により教員が個々の児童生徒の学習状況をリアルタイムで把握、指導でき、児童生徒が自分に最も適した学習を進めることができるようになります。これを実現するため、本町では教員と児童生徒のつながりをつくることのできる授業支援アプリ「ロイロノート」、自分に合った資料や問題等を選択できる「ラインズeライブラリー」、その他学習支援のため「えひめICT学習支援システム」、「愛媛新聞forスタディ」などを導入しています。これらのアプリ等を十分に活用し、児童生徒一人一人の個別最適な学びを進めていきたいと考えています。

2つ目は、リモート授業等による場所を選ばない学習環境の構築です。

議員御指摘のとおり、コロナ禍における子どもたちの学びの場の保障は大きな課題となりました。本町においてもオンラインによる授業や学習に取り組みましたが、学校や教職員による取組の格差、インフラ整備の遅れが課題として挙げられます。このため今後タブレットを子どもたちの学習の場の保障につなげ、一層効果的な活用ができるよう、次の3点について改善を進めていきたいと考えています。

まず、教職員研修の一層の充実です。これまで県や町内の研修に参加するとともに、活用スキルチェック表を利用し、全教職員が身につけるべきICTスキルを確認しています。また、令和4年度からICT支援員を配置し、町内小中学校の指導を行っています。これらの研修等を継続するとともに、校内の教員同士の研修や学校間の情報交換の支援にも努めてまいりたいと思います。

次に、児童生徒のICTスキル及びメディアリテラシーの向上です。

各学校ではデジタル機器の操作能力の向上に努めており、児童生徒のスキルチェックリストを確認しながら、スキル向上を図っています。また、高度情報化社会におけるメディアリテラシーの向上についても、関係機関等の協力も得ながら進めてまいりたいと思います。

次に、インフラ整備の継続です。

通信環境の充実については、保守業者と連携し対応していますが、十分ではないと考え

ています。デジタル教科書の導入も進んでおり、今後国や県、周辺市町の状況も見ながら環境整備に努めたいと思います。また、通信環境が整備できていない家庭には、現在行っている通信会社や店舗の案内、無線ルーターの貸出し、就学援助費受給家庭へのオンライン通信費の助成等について継続し、周知啓発にも努めてまいります。

3つ目は、デジタル技術による教職員の負担軽減です。

これまで教職員の業務を支援する統合型校務支援システム、保護者へのメール配信システム、えひめ版C B TシステムE I L Sの導入により、デジタル技術を活用し、教職員の負担軽減に努めてまいりました。全ての教職員が活用技術を身につけることができるよう研修を進めるとともに、セキュリティに十分配慮をしながら、さらに業務の効率化を進めてまいりたいと考えています。

教育委員会としては、以上のようなことを通して教育D Xの推進を図り、デジタル時代に活躍できる人材の育成に努めていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（住田英次） 池田幸子議員。

○3番（池田幸子議員） 丁寧な御答弁ありがとうございました。

現在はまだその整備の段階にあつて、かなり教職員の方々にも今の段階では負担が大きいのと思いますので、それを何とか私たちのほうでも一緒に考えて、負担が軽減できるように進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（住田英次） 池田幸子議員。

○3番（池田幸子議員） 続きまして、2つ目の質問に移らせていただきます。

新町長就任に伴いまして、現在進行中の第5次松前町総合計画の変更について質問いたします。本日、先ほど行われた質問等でも同じような内容がありまして、重なるところもございしますが、お許しいただけますようよろしくお願いいたします。

第5次松前町総合計画が令和2年から10年間進められております。特にこの総合計画は平成23年の地方自治法改正により法的な義務がなくなったということから、策定することも町の判断に委ねられています。しかしながら、コロナ禍以降の社会経済を取り巻く環境の変化から、長期的展望を示し、魅力ある町の将来像を描いていくことが重要です。特に町長の求める希望が生きるをかなえる新しいまさき実現のために、町民に訴えてきた5つの公約実現に向けた政策との整合性について検討する必要があるのではないのでしょうか。

他の市町では、こういった一部変更があった場合、また5年ごとに計画を変更するなど、社会経済情勢や住民ニーズの変化等を考慮して、総合計画の一部変更されている自治体もあります。特に関連した計画も多くあることから、松前町の目指すべき将来像の実現に向け、新たに総合計画を変更する必要もあるのではないのでしょうか、お考えをお聞かせください。

また、その中でも子育て支援と学校教育の部分についての現状をどう評価されているのでしょうか、その点についても今後の意向と併せてお聞かせください。

さらに、行政評価と町民意識調査について質問いたします。

目指すべき町の将来像実現に向け、先ほど申し上げた総合計画や、それに関連する計画について、行政評価や町民への意識調査を基に計画に反映していくことはとても重要であると思っております。特に行政評価は、計画の目標達成のためにも、そして住民への説明責任に対しても大変重要なことと考えます。松前町において、私の調べる限り行政評価は、意識調査も同様に、4年前の平成31年以降行われていないと思うのですが、新居浜市などでは市民の皆様の満足度がどう変化しているのかを検証するために、令和3年度からは毎年市民アンケート調査を実施し、調査を行っております。このように住民の意向を町政に反映する機会を用意することは大変重要だと思うのですが、新たに町政評価や町民への意識調査を実施する意向はあるのか、さらに実施する場合は町政を担うに当たってのお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

徳居副町長。

○副町長（徳居芳之） 第5次松前町総合計画の変更についてお答えします。

総合計画は、自治体の全ての行政活動の基本となる最上位の計画です。本町では、松前町総合計画条例に基づき、令和2年度から令和11年度までの10年間を計画期間とする第5次松前町総合計画を策定しています。本計画内の町政全般に係る政策を体系的に定める基本計画については、社会経済情勢等の変化に対応するため、5年ごとに見直しを行うこととしており、本計画の5年目となる来年度に見直しを行う予定です。見直しに当たっては、議員御指摘のとおり、コロナ禍以降の社会経済を取り巻く環境の変化や町長の公約実現に向けた政策との整合性を踏まえ、策定していきたいと考えています。

次に、子育て支援の現状と評価、今後の意向についてお答えします。

第5次松前町総合計画では、子育て支援の充実に関して、全ての子どもたちが健やかに生まれ育つよう、子どもと家庭に関わる分野が互いに連携し、情報共有に努め、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりと地域ぐるみの子育て支援を推進しますと目的と方針を定め、多様な子育て支援施策を推進すると掲げており、令和2年度に妊娠期から子育て期にわたる子育て世代に寄り添った相談支援を提供する松前町子育て世代包括支援センターはぐはぐを開設、令和3年度に産後の母親の不安や悩みを解消するため、産後ケア事業を開始、このほか放課後児童クラブの施設整備や白鶴保育所改築による定員拡大により、安心して子育てができる環境づくりに取り組んでまいりました。

第5次総合計画期間中の出生者数の状況は、令和2年は184人、令和3年は193人、令和4年は186人となっており、顕著な出生数の向上とは言い難い状況にあります。基本計画

の見直しに当たっては、子育て世代のニーズを反映させ、今後安心して子どもを生き育てることのできる松前町となるよう、町長の公約実現に向けた政策との整合性を踏まえ、圧倒的な子育て支援を実現するための施策について、十分な検討のもと進めてまいります。

次に、学校教育の現状と評価、今後の意向についてお答えします。

第5次松前町総合計画では、学校教育の充実に関して未来を担う子どもたちが豊かな心と確かな学力を持ち、生きる力を身に付けられるよう特色ある学校づくりの推進や教育環境の整備等を図り、学校、家庭、地域社会が連携・協働し、総合的な学校教育環境と学校教育の充実を図りますと目標と方針を定め、幼児教育を総合的に推進してきたほか、義務教育においては生きる力の育成に向け、知・徳・体の調和の取れた教育活動を展開する中で、基礎・基本の確実な定着と個性の伸長を図る教育を推進し、各種研修会の実施等を通じて教職員の資質の向上にも努めてまいりました。

第5次松前町総合計画の計画期間となる令和2年度以降、学校施設においては小中学校の体育館、武道場の天井照明器具落下防止工事や老朽化や耐震化への対応が必要となっていた松前中学校の改築工事などを行いました。また、教育の情報化に対応するため、児童生徒1人1台のタブレット端末やオンライン学習環境関連備品の整備、情報通信ネットワーク環境施設整備工事の実施、情報通信技術支援員による学校へのICT教育に係る支援を行うとともに、教職員の業務改善を図るため、統合型校務支援システムを導入しました。学校生活が困難な児童生徒等が安心して過ごせるよう学校生活支援員を、不登校の早期発見、早期対応を図るため、ハートなんでも相談員を各学校に配置するとともに、家庭や地域などの環境が複雑で、学校だけでは解決困難なケースについて、関係機関と連携しながら問題解決に取り組むためにスクールソーシャルワーカーを1名配置し、各学校を巡回して相談に当たっています。

しかし、コロナ禍以降急増している不登校児童生徒への対応、対象人数が増加している特別支援教育の充実、老朽化が進んでいる学校施設の維持補修、ICT環境の充実など、学校における教育環境の一層の充実を図るために取り組むべきことは山積みしております。今後も十分な検討の下、教育の質を向上できるよう、町長が目指す希望が育つ真の教育の町を可能な限り早期に実現するための施策について、前向きに進めてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（住田英次） 友田総務課長。

○総務課長（友田秀樹） それでは、続きまして行政評価と町民意識調査についてお答えさせていただきます。

議員御指摘の行政評価につきましては、現在の総合計画の策定時に実施した前計画の実績の取りまとめのことだと思われまます。これは新たな総合計画を策定する際に、前計画の

実績を取りまとめ、次の計画策定の礎としたものでありますので、次回の計画策定時には同様のものを作成することとなると思います。

これとは別に、現在の第5次松前町総合計画につきましては、基本計画にひもづけられております各種事務事業につきまして、事業評価を実施しております。毎年度年度途中には事中での評価、年度終了後には事後での評価を行いまして、今後の事業の方向性を判断して、翌年度以降の事業に反映しております。

次に、町民意識調査につきましては、来年度基本計画の見直しを行うこととしておりますので、これに併せまして町民アンケートを実施したいと考えております。この5年間で町民の意識がどのように変化してきたかを把握しまして、基本計画の見直しに当たって、事業評価の結果と町民アンケートの結果の分析を踏まえた上で取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（住田英次） 池田幸子議員。

○3番（池田幸子議員） 松前町も総合戦略、第2期松前町まち・ひと・しごと創生総合戦略というのも別であるようなんですけれども、松山市では松山市総合計画と総合戦略とを統合することにしようというふうになったようで、総合計画は令和4年度で、松山市は終了するところを総合戦略の計画期間に合わせて令和6年度まで延長して、令和7年度から総合計画と総合戦略を統合するというふうに聞いております。もし松前町でも総合計画の見直しをするのであれば、現在の総合戦略が令和2年度から令和6年度までの第2期松前町、先ほど申し上げましたまち・ひと・しごと創生総合戦略として策定されておりますので、住民に分かりやすくするためにも、統合して地方創生のより一層の推進を図るのもよいのではないかと考えているのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（住田英次） お答え、大丈夫ですか。

友田総務課長。

○総務課長（友田秀樹） ただいま御指摘いただきましたとおり、ちょうど両方の計画の周期が一緒であります。総合計画は町の最上位計画として作成しているものですが、まち・ひと・しごと総合戦略はその中でも特に人口減少に特化した形で目標を定め、計画を策定しているものです。ただいま御意見にありましたとおり、周辺市町でもその計画を一本化して、一つの計画として整理、策定しているところが増えてきておりますので、松前町でも現在一本化できるかどうかを検討しております。

以上です。

○議長（住田英次） 池田幸子議員。

○3番（池田幸子議員） それでは、3つ目の質問に移らせていただきます。

町長の掲げる圧倒的な子育て支援と第2期松前町子ども・子育て支援事業計画について

て、子育て支援政策実現の意向について質問いたします。

現在、子育て真っ最中の町長の就任に当たり、子育て世代からの期待は大きいと思われ
ます。私も子育て中の母親の一人として、笑顔があふれ、子育てしやすい松前町の実現に
向けて努力していきたいと思っております。そういった中、松前町の将来人口は先ほど町
長もおっしゃったように、2040年には2万5,000人にまで減少し、高齢化率は40%を超え
る見込みと予測されています。特に松前町の合計出生率は1.4であり、県内ワーストスリ
ーとなっております。こんなにも住みやすく環境のいい松前町ですが、他市町に比べ少
子・高齢化が進んでいる現状を考えると、子育て世代にはまだまだ選ばれるまちづくりの
環境が充実していないのではないのでしょうか。特に子育て世代は何が求められているの
か、また課題は何なのかもしっかりとその世代の声を聞き、町政に反映していくことが私
たちに与えられた役目だと思っております。

現在、第2期松前町子ども・子育て支援事業計画が進められていますが、町長として圧
倒的な子育て支援を進めていきたいというお考えを聞いております。特に出生率を上げる
ことが重要であり、子育てに係る費用の無償化の実現について提言されていたかと思いま
す。

先日の令和5年11月28日には、同じ40代の尼崎市長が尼崎子ども・子育てアクションプ
ランを策定したばかりであります。松前町における今後の事業計画の推進はもちろん出
生率向上に向けた子育て支援政策実現に向けたお考えをお聞かせください。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） それでは、私の掲げる圧倒的な子育て支援と第2期松前町子ども・
子育て支援事業計画についてお答えをしたいと思います。

町では、子ども・子育て支援法第61条に基づき、全ての子どもに対し身近な地域におい
て法に基づく保育や教育などの給付、その他の支援を可能な限り講じるとともに、関連す
る諸制度との連携を図り、必要な場合にはこれらの子どもに対する適切な保護及び援助の
措置を講じることにより、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目的
として、子ども・子育て支援事業計画を策定しております。

現在令和2年度から令和6年度までの第2期子ども・子育て支援事業計画期間中であ
り、計画に基づいて白鶴保育所の改築及び定員拡大、小規模保育事業所の開設運営事業者
候補の選考など、保育教育の受入れ体制を整備いたしました。また、ファミリー・サポー
ト・センターの助成制度導入など、地域子育て支援事業の充実を図りました。

今後、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする第3期子ども・子育て支援事業
計画を策定し推進するとともに、子育ての経済的な不安を解消するための3つの無償化な
ど、全庁を挙げて子育て支援に関する政策を十分に検討し、私の掲げる圧倒的な子育て支

援を実現していきたいと考えております。

(「もうこれ以上、格差広げないで」の声あり)

○議長(住田英次) 傍聴人に申し上げます。

静粛に願います。

(「申し訳ございません」の声あり)

池田幸子議員。

○3番(池田幸子議員) それでは、最後の質問に移ってまいります。

農水省によるみどりの食料システム戦略において、本町の有機農業に対する取組についてお聞かせください。

農水省は2050年までにオーガニック市場を拡大しつつ、耕作面積における有機農業の取組面積を25%に拡大することを目指していますが、2021年度耕地面積に占める有機農業の割合ランキングでは、本町は全国28位と愛媛県で唯一トップ30に入っております。このことは環境に配慮した信頼感の高い農作物生産の取組が消費者にも強くアピールできたのではないのでしょうか。

そこで本町の有機農家の現状について、有機農家の件数や現状についてをお聞かせください。また、愛媛県下では愛媛県みどりの食料システム基本計画において、県及び県内20市町と一緒に生産力の向上と持続性の両立を目指して様々な取組が行われています。特に行政や生産者だけではなく、関係団体や民間と連携し、有機農業の指導者の育成や学校給食利用促進、認証制度などの拡大が図られています。

そこで町内の有機農業を推進するための支援について、現在本町が行っている具体的な有機農業推進の取組についてお聞かせください。そして現在、今治市が愛媛で唯一オーガニックビレッジ宣言をし、オーガニック給食で注目を浴びています。子育て世代にとって子どもの健康につながるオーガニック給食は、移住の大きな選択材料になりますし、子どもたちも豊かな食育を受けることができます。

近年増加し続ける発達障がいについても、今年の3月に全国で16万4,000人と公表され、20年前の4,000人から約40倍にもなっています。原因として農薬や添加物の影響をうたっている研究は本当にたくさんあります。ただ、この発達障がい問題については、一概に原因を限定することは避けたいと思っておりますし、食のみではなく、社会課題であったり、医療、家庭、様々な課題、どれもが複雑に絡まっていると思っておりますので、給食のみで解決するとは思っていませんが、毎日口にする給食が子どもの成長に影響を与える可能性は決して無視できません。安全であることが重要であることに間違いのないのではないのでしょうか。

オーガニックビレッジ宣言をすることによる交付金で材料を割増しで農家から購入している事例もあり、他の市町村ではオーガニックビレッジ宣言をしている場合は1.5倍の値

段でお野菜、有機野菜を買ったりもしている事例があります。農業収入アップにもつながり、また有機農業をする農家にとって給食産業というのは大きな保障にもなります。これらを踏まえて、オーガニックビレッジ宣言による様々な本町の課題改善と発展が期待できるように感じるのですが、オーガニック給食の実現に向けて、オーガニックビレッジ宣言への本町の意向をお聞かせください。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

田中産業課長。

○産業課長（田中俊臣） 初めに、有機農業の取組について、学校給食の部分を除いてお答えいたします。

まず、有機農業の現状としましては、本町では1法人が有機農業による米や野菜の大規模栽培に取り組んでおります。耕作面積は31ヘクタールで、これは町内の農地面積の約3.6%に相当し、全国の農地面積に占める有機農業の面積割合0.6%を大幅に上回っており、令和4年度に実施された国の調査では、議員おっしゃるとおり、全国28位の結果でございました。面積割合では全国の上位ではありますが、有機農業に取り組む事業者は1法人から増えておりません。

取組が広がらない理由としましては、有機農業は化学肥料を使用しないため、慣行農業に比べまして収穫量が減少することや、農薬を使用しないため、病気や害虫への対策と雑草除去などに非常に手間がかかること、また販路を自ら開拓する必要がありますので、人手が足りないことなどが考えられます。

次に、有機農業推進の取組につきましては、議員御指摘のとおり、今年3月に愛媛県みどりの食料システム基本計画が策定され、環境と調和の取れた農業生産活動を展開し、化学肥料や化学農薬の削減を含めた環境保全型農業を県下全域で推進することとしています。本町の取組としましては、国の環境保全型農業直接支払交付金を活用いたしまして、化学肥料及び化学合成農薬を慣行レベルから5割以上低減する取組に対しまして、その面積に応じて交付金を支給しております。

最後に、オーガニックビレッジ宣言の意向につきましては、現在のところ町内の農業者からは有機農業への取組について消極的な意見が多くあります。冒頭に御説明しましたとおり、作業に手間がかかることや収穫量が少ないこと、そしてそれらを価格に上乗せすると販売単価が高くなり、結果的に消費者に選ばれにくくなるというものです。

町として現在必要と考えているのは、まずは消費者に対する周知啓発でございます。消費者の環境に関する意識が高まり、有機農業による農産物を選んで購入するなど、需要が高まらないと有機農業に取り組む農業者が増えません。

今後は機会を捉えて周知啓発に取り組むほか、今年3月の定例会で影岡議員の一般質問にお答えしたとおり、松山市農協では今年度、化学肥料の削減に向けて試験的に有機肥料

や堆肥の使用によるひめの凜の栽培を開始したとお聞きしています。その結果も伺いながら、また先進地の動向も見ながら、今後も関係機関と連携協力の上、本町における取組を研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（住田英次） 金子学校教育課長。

○学校教育課長（金子貴徳） オーガニック給食への転換の意向についてお答えします。

学校給食における有機食品の利用は、令和3年度における有機農業の推進状況調査では全体の8.5%に当たる137市町村となっており、品目は根菜類、葉野菜、芋類、米飯などとなっています。産業課からお答えしたように、有機農業は取り組む事業者や収穫量が少ないこと、標準品に比べ販売価格が高くなってしまふことなどから、オーガニック給食の実現に当たっては1日当たり約2,800食を賄うための必要な全量を指定した日に確実に確保できること、オーガニック食材が標準品より高価格であり、食材費が給食費で賄える範囲に収まることなどの課題があります。

また、本町では以前から学校給食に町内、県内の野菜等を使用する地産地消を積極的に推進しており、県内市町でも高い県内産使用割合となっていますが、町内では有機農業による生産者が1社しかいないため、生産者の拡大も必要です。教育委員会としては、有機農業が普及して、学校給食を含め有機農業を地域ぐるみで取り組むオーガニックビレッジ宣言の行うことができる兆しが見え、オーガニック給食へ転換するための課題がクリアできる見込みになれば、オーガニック給食への転換について検討してみたいと考えております。

以上です。

○議長（住田英次） 池田幸子議員。

○3番（池田幸子議員） 丁寧な御答弁をありがとうございました。

聞いた感じ課題が山積みだなと思いましたし、私たちとしましては消費者としてしっかりと意識を持っていくことが重要かなと考えております。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（住田英次） 池田幸子議員の一般質問を終わります。

お諮りします。

この後、12時をまたぎそうですが、このまま引き続き続けさせてもらってよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 10番影岡俊範議員。

○10番（影岡俊範議員） 議席番号10番、公明党、影岡俊範。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず1問目、運動部活動の地域移行について。

中教審の答申平成31年の内容であります。新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導、運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策。

スポーツ庁の運動部活動改革のこれまでの経緯、取組についての中で、中学校における教師の長時間勤務の主な要因の一つである部活動については、地方公共団体や教育委員会が学校や地域住民と意識共有を図りつつ、地域の部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で将来的には部活動を学校単位から地域単位への取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきであると提言されております。

公立中学校の休日の部活動を地域のスポーツクラブなどに委ねる地域移行が2023年度から段階的に始まっております。政府は25年度までの3年間を改革集中期間と位置づけ移行を進め、将来は平日の指導も地域に委ねることを目指すとしております。部活動の在り方を大きく転換するものであり、学校、移行先だけではなく、保護者や行政などの関係者が連携しながら丁寧に進める必要があると思っております。

地域移行が求められる背景の一つに、教員の長時間労働が深刻化しており、働き方改革が求められております。このほか少子化に伴う部員の減少により、学校ごとの部活の運営が困難になりつつあることも現状であります。地域移行の必要性を高める要因となっております。部活動には、スポーツや文化活動を通じて子どもたちの健やかな成長を促すという役目があるが、地域移行に解決すべき課題も多くあると推察いたします。

1つ、受皿となる適切な民間団体や外部指導者をどう確保するのか、2、部活動の事故について誰が責任を持つのか、3、民間に指導を依頼する場合の謝礼と負担の在り方などが挙げられています。

町立中学校の休日部活動の地域移行をどのように推進していくか、また平成29年に学校教育法で制度化された部活動指導員の導入及び配置について、どのような現状にあるのかをお伺いします。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

足立教育長。

○教育長（足立一志） 運動部活動の地域移行についてお答えいたします。

文化部も含めた公立中学校部活動については、議員御説明のとおり、近年の教員の多忙化の問題による働き方改革の推進や、少子化による生徒数の減少に伴い、団体競技などで活動が困難になることなどから、国は令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として部活動の地域移行を進めていく方針としています。

部活動の地域移行については、議員御指摘のとおり、また令和4年12月議会でも藤岡議員に答弁しましたように、受入れ団体や指導者の確保、施設や設備の確保、大会やコンク

ールの在り方、保護者の負担、会費、活動費用の在り方など様々な課題があります。このため本町では、公立中学校の部活動の地域移行に係る計画的な推進について調査、審議を行うため、学識経験者、中学校長、保護者、社会教育団体関係者、地域スポーツ関係者で構成される松前町部活動地域移行検討委員会を設置して、本年6月8日に第1回会議を開催し、部活動改革の動向と国の検討会議における提言の概要、松前町の部活動の現状と地域スポーツクラブ活動体制整備事業、今後のスケジュールについて御意見をいただきました。

また、今年度、地域スポーツ活動としてのモデル事業として、松前ホッケークラブと北伊予中学校女子ソフトテニス部を指定しました。松前ホッケークラブでは、地域クラブ活動へ移行して、平日、休日の活動を地域指導者が実施し、大会等への引率、監督も地域指導者で行っております。北伊予中学校女子ソフトテニス部では、平日は部活動として教員が、休日は地域クラブとして地域指導者が指導を行っております。今後このモデル事業の活動について、合理的、効果的な活動の在り方について検証を行ってまいりたいと考えております。

今後はモデル事業の検証を行っていくとともに、令和6年度に松前町部活動改革推進計画を策定し、地域や学校の実情に合わせて段階的に部活動の地域移行を進めていきたいと考えています。

部活動指導員につきましては、学校教育法施行規則第78条の2で部活動指導員は中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動に係る技術的な指導に従事すると定められており、議員御指摘のとおり、平成29年に制度化されています。制度導入前は外部指導者はあくまでも技術指導を行うための人材で、大会などへの引率が認められていませんでしたが、部活動指導員は校長の監督の下で顧問に代わって部活動での指導や監督、引率ができる人材です。

本町では、現在のところ部活動指導員については体制整備の難しさや指導者の確保などから配置できておりませんが、部活動の地域移行を進めるに当たって、平日、休日の活動だけではなく、大会等の引率、監督のできる部活動指導員制度の導入は必要であると考えています。そのため来年度配置のための費用補助を県教育委員会へ要望しており、今後指導員の募集等に係る受入れ体制を整備していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（住田英次） 影岡俊範議員。

○10番（影岡俊範議員） 大変よく分かりました。いろいろと手を打っておられとということを理解いたしました。

そこで、これ本当に素人考えかもしれませんが、中学校が3つあります。それぞれに部があったり、ない部があったりとかありますが、例えば松前中学校では立派な剣道場がご

ざいます。北伊予の方でも剣道をやりたいという方がいれば、その休日とかというところにおいては北伊予から学生が参加するとか、あるいは北伊予の学校がバレーボール部が強いと、そこに行きたいという松前の生徒がいれば、それは休日とかということにおいては参加できるとか、そういった組合せとか、フレキシブルな部活動の参加というふうなことはできるものかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（住田英次） 答えられますか。

足立教育長。

○教育長（足立一志） 今、議員御指摘のありました他の中学校の部活動に参加ができる方法というのは、文部科学省、県教委のほうからも合同部活動の実施ということで、現在でも部員の数の足りないところの部については合同部活動を実施しております。それらを拡大して、部員の数の足りないところ等を中心に、特に町内3中学校の合同部活動については検討を進めて実施をしていく方向で現在考えております。

○議長（住田英次） 影岡俊範議員。

○10番（影岡俊範議員） 分かりました。

ぜひともそのあたりもフレキシブルな形で部活動を有効に、あるいは指導者も有効に活用していけるような方向で取り組んでいただければと思います。よろしく願いいたします。

次に、2番目、地域共生社会を支える高齢者活躍推進についてお尋ねいたします。

地域共生社会の構築を目指してということで、我が国は世界に先駆けて超高齢社会に突入し、2040年には高齢者が人口の約35%を占めると言われております。国民一人一人が、人生100年時代を健康で生き生きと豊かに暮らすことのできる幸齢社会の実現が求められております。

また、少子・高齢化、人口減少、単身世帯の増加等、我が国全体の構造が変化する中、社会のあらゆる機能や制度を持続可能なものとし、全ての世代が安心して暮らせる環境を創出するためには、国民一人一人が地域で世代を超えてつながり、互いに支え合い、共に生きゆく地域共生社会の構築が不可欠であります。

そこで重要なテーマの一つが、地域共生社会を支える大きな力となる高齢者の活躍であります。フレイル、加齢や疾患によって身体的、精神的な様々な機能が徐々に衰え、心身のストレスに脆弱になった状態のことを言いますが、フレイルや軽度認知症等の方を含め、高齢者一人一人が地域で必要とされる役目を担い、自分らしく活躍していくことが地域共生社会を支える大きな力となります。生きがい就労、シルバー人材センター等、福祉的就労、障がい者就労等、協同労働、有償無償のボランティアを含む社会参加活動、社会貢献活動、フレイル予防プログラム、地域の伝統行事やこども食堂など世代間交流の場等につながる役割を行政に求められてくると考えます。行政の事務をシルバー人材センター

を通して高齢者活躍の場の創出とすることはできないのか、町の考え方を伺いたします。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

平村福祉課長。

○福祉課長（平村展章） 地域共生社会を支える高齢者活躍推進についてお答えします。

地域共生社会とは、制度、分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることによって住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会を指しています。議員御指摘のとおり、人口減少による少子・高齢化に伴い、厚生労働省によると2025年には団塊の世代が全て75歳となり、75歳以上の人口が全人口の約18%に、2040年には65歳以上の人口が全人口の約35%になると推計されています。このように少子・高齢化が進行し、生産年齢人口が減少する中、本町では高齢者の社会参加、特に高齢者の就労機会の確保は活力ある地域づくりや地域共生社会の構築に重要な課題であると認識しており、平成29年度から令和5年度末までの間に38件の事業を松前町シルバー人材センターに委託をしています。

また、松前町高齢者福祉計画において地域活動等への参加を促進するため、高齢者の就労支援を取組項目としてシルバー人材センターの加入者数の増加を掲げているほか、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする次期の同計画には、町からシルバー人材センターに委託する業務数を増やすことを目標に設定する予定としています。

今後も引き続きシルバー人材センターに対し、高齢者の能力を生かせる多種多様な就労の場を確保するよう働きかけていくとともに、高齢者の社会参加の充実を図り、活躍の場の創出に努めます。

以上でございます。

○議長（住田英次） 影岡俊範議員。

○10番（影岡俊範議員） 分かりました。ぜひともシルバー人材センターだけではなく、ほかの分野でも行政が関わって、高齢者が活躍できる場をこれからも見つけるっておかしいんですが、ピックアップしていく体制を継続していただけたらと思います。どうかよろしくをお願いします。

以上、私の質問を終わります。

○議長（住田英次） 影岡俊範議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

これにて散会します。

午後0時6分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 住 田 英 次

松前町議会議員 藤 岡 緑

松前町議会議員 加 藤 博 徳

12月25日（第3号）

令和5年松前町議会第4回定例会会議録

令和5年12月25日第4回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

1番 重松知之	2番 池内邦仁	3番 池田幸子
4番 西村元一	5番 渡部恵美	6番 曾我部秀司
7番 住田英次	8番 田中周作	9番 城村トキ子
10番 影岡俊範	11番 稲田輝宏	12番 村井慶太郎
13番 藤岡 緑	14番 加藤博徳	

不応招議員は、次のとおりである。

な し

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の14名である。

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田 中 浩 介
副 町 長	徳 居 芳 之
教 育 長	足 立 一 志
総 務 部 長	大 川 康 久
保健福祉部長	早 瀬 晴 美
産業建設部長	渡 部 博 憲
出 納 局 長	仙 波 晴 樹
教育委員会 事務 局長	住 田 民 章
総 務 課 長	友 田 秀 樹
財 政 課 長	田 中 志 延
税 務 課 長	塩 梅 敬 介
危機管理課長	金 子 裕 之

町民課長	渡辺 司
福祉課長	平村 展章
保険課長	柏原 正
子育て支援課長	大西 雅弘
健康課長	佐藤 真一
まちづくり課長	山田 善仁
産業課長	田中 俊臣
上下水道課長	住田 俊哉
学校教育課長	金子 貴徳
社会教育課長	三原 三千夫

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	楠田 匡志
議会事務局 書記	徳本 敏子

令和5年松前町議会第4回定例会

議事日程表

No. 3

	令和5年12月25日(月)	午前10時30分	開議
日程第1	会議録署名議員の指名		
日程第2	議案第82号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例		
上程	委員長報告(総務産業建設)	質疑 討論	採決
日程第3	議案第83号 松前町教育施設使用料条例の一部を改正する条例		
上程	委員長報告(文教厚生)	質疑 討論	採決
日程第4	議案第84号 松前町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例		
上程	委員長報告(文教厚生)	質疑 討論	採決
日程第5	議案第85号 松前町介護保険条例の一部を改正する条例		
上程	委員長報告(文教厚生)	質疑 討論	採決
日程第6	議案第86号 愛媛県市町総合事務組合理約の変更について		
上程	委員長報告(総務産業建設)	質疑 討論	採決
日程第7	議案第87号 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について		
上程	委員長報告(総務産業建設)	質疑 討論	採決
日程第8	議案第88号 松前町児童館の指定管理者の指定について		
上程	委員長報告(文教厚生)	質疑 討論	採決
日程第9	議案第93号 令和5年度松前町一般会計補正予算(第7号)		
上程	委員長報告(予算決算)	質疑 討論	採決
日程第10	議案第94号 令和5年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)		
上程	委員長報告(予算決算)	質疑 討論	採決
日程第11	議案第95号 令和5年度松前町介護保険特別会計補正予算(第4号)		
上程	委員長報告(予算決算)	質疑 討論	採決
日程第12	議選第10号 愛媛県後期高齢者医療広域連合議会議員の選出について		
上程	指名推選		
日程第13	議員派遣の件		
	閉議		
	町長挨拶		
	閉会		

午前10時30分 開議

○議長（住田英次） ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（住田英次） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。

1 番重松知之議員、2 番池内邦仁議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

日程第2 議案第82号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第2、議案第82号松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長（稲田輝宏議員） 去る12月12日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第82号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例は、子育て世代の経済的負担軽減及び次世代育成支援の観点から、出産時における国民健康保険税の免除制度の創設に伴い、所要の改正を行うものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第82号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第82号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

**日程第3 議案第83号 松前町教育施設使用料条例の一部を改正する条例(上程、委員長報告(文教厚生)、質疑、討論、採決)**

○議長(住田英次) 日程第3、議案第83号松前町教育施設使用料条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長田中周作議員。

○文教厚生常任委員長(田中周作議員) 去る12月12日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第83号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、松前総合文化センターの外国語学習室及び第3研修室を廃止するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、廃止された外国語学習室及び第3研修室について、貸出しの需要の状況はどうだったのかとの質疑があり、定期利用もなく利用率は低かった。他の部屋で対応できており、町民の方に御不便をかけてはいないと考えているとの答弁がありました。

委員からは、利用料等の見直しは受益者負担を考え、適切な期間を定め、定期的な見直しを検討してほしいとの意見がありました。

次に、松前町歴史民俗資料室及び業務の資料収蔵庫の整備を進めることによる今後の維持管理費、盗難、毀損への対応はどのように考えているのかとの質疑があり、展示については、職員の創意工夫でなるべく経費のかからない方法で企画展等の実施や維持管理をしていきたいと考えている。貴重な品もあるので、指定管理者に管理を依頼し、監視カメラを設置して監視体制を整えているとの答弁がありました。

委員からは、町の貴重な歴史資料なのでもっと積極的に周知してほしい。学校の課外授業等で子どもたちに町の歴史に触れてもらいたい。ぜひ多くの町民の方が活用できる場にしてほしいとの意見がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長(住田英次) 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第83号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第83号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第84号 松前町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例(上程、
委員長報告(文教厚生)、質疑、討論、採決)

○議長(住田英次) 日程第4、議案第84号松前町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長田中周作議員。

○文教厚生常任委員長(田中周作議員) 去る12月12日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第84号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、子ども医療費の助成対象となる子どもを、出生の日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもから、出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもに拡大し、子育て支援の充実を図るため、所要の改正を行うものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長(住田英次) 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第84号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第84号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第85号 松前町介護保険条例の一部を改正する条例(上程、委員長報告(文教厚生)、質疑、討論、採決)

○議長(住田英次) 日程第5、議案第85号松前町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長田中周作議員。

○文教厚生常任委員長(田中周作議員) 去る12月12日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第85号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる者等に係る令和5年3月以前の月分の介護保険料で納期限が同年4月1日以後のものを減免するため、所要の改正を行うものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長(住田英次) 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第85号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第85号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第86号 愛媛県市町総合事務組合同規約の変更について(上程、委員長報告(総務産業建設)、質疑、討論、採決)

日程第7 議案第87号 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について(上程、委員長報告(総務産業建設)、質疑、討論、採決)

○議長(住田英次) 日程第6、議案第86号愛媛県市町総合事務組合同規約の変更について及び日程第7、議案第87号愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分についての2件を一括議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長(稲田輝宏議員) 去る12月12日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第86号及び議案第87号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

初めに、議案第86号愛媛県市町総合事務組合同規約の変更について御報告いたします。

これは、愛媛県市町総合事務組合の共同処理する事務のうち、日本国内で交通事故により災害を受けた構成団体の住民又はその遺族の生活の共済に関する事務の構成団体から大洲市が令和6年3月31日をもって脱退するため、当該組合の規約を変更するものです。

次に、議案第87号愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について御報告いたします。

これは……。

○議長(住田英次) すいません、委員長。1つ原稿を飛ばしております。ちょっと確認をお願いします。

○総務産業建設常任委員長(稲田輝宏議員) もとい、ちょっと飛びましたので御報告します。

審査の過程において、大洲市の一切の財産とあるが財産とはどういうものかとの質疑があり、主に構成団体の住民が交通事故災害に加入する際の掛金であるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案どおり……。

○議長（住田英次） 委員長、最初から1回、原稿を読み直していただけますかね。

○総務産業建設常任委員長（稲田輝宏議員） すいません。では、議案第87号を最初から読み上げます。

○議長（住田英次） お願いします。

○総務産業建設常任委員長（稲田輝宏議員） 議案第87号愛媛県市町総合事務組合……。

○議長（住田英次） 議案第86号からお願いしたいと思います。議案第86号を最初から。

○総務産業建設常任委員長（稲田輝宏議員） では、最初から。

去る12月12日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第86号及び議案第87号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

初めに、議案第86号愛媛県市町総合事務組合同規約の変更について御報告いたします。

これは、愛媛県市町総合事務組合の共同処理する事務のうち、日本国内で交通事故により災害を受けた構成団体の住民又はその遺族の生活の共済に関する事務の構成団体から大洲市が令和6年3月31日をもって脱退するため、当該組合の規約を変更するものです。

審査の過程において、本町は脱退しないという説明があったが、これは何で決めたのかとの質疑があり、担当課で協議の上、町長に説明をし、町としての意向を決定したものであるとの答弁がありました。

また、脱退しないという決定がされたが、他の団体が脱退しても加入を続けるという考えでいいのかとの質疑には、当面の間は加入を続け、今後についてはほかの町とも協議しながら進めたいとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第87号愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について御報告いたします。

これは、脱退する大洲市の一切の財産については、令和6年4月1日において、愛媛県市町総合事務組合に帰属させるものとするものです。

審査の過程において、大洲市の一切の財産とあるが、財産とはどういったものかとの質疑に、主に構成団体の住民が交通災害共済に加入する際の掛金であるとの答弁がありました。

このような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

以上で議案第86号及び議案第87号の御報告を終わります。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

議案第86号の委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第86号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第86号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第87号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第87号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第87号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

**日程第8 議案第88号 松前町児童館の指定管理者の指定について(上程、委員長報告(文教厚生)、質疑、討論、採決)**

○議長(住田英次) 日程第8、議案第88号松前町児童館の指定管理者の指定についてを議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長田中周作議員。

○文教厚生常任委員長（田中周作議員） 去る12月12日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第88号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の議案は、松前町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定により松前町児童館の指定管理候補者を選定したので、指定管理者の指定について地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

審査の過程において、指定管理料が5年間で約2,000万円増えており、主な要因を人件費の見直しとしているが、詳細な内容はどの質疑があり、町の会計年度任用職員の金額を基準に再計算したことで人件費が増えたが、人数は増えていない。また、この5年間には、令和元年度の北公民館の耐震改修工事で事業ができていない期間が含まれており、人件費と事業費等の運営費を総合的に比較した結果であり、人件費が増えただけではないとの答弁がありました。

委員からは、指定管理者を選定する際、人件費の見直し基準を設けるよう検討してほしいとの意見がありました。

次に、松前町児童館では利用者からの要望をどのように取り入れているのかとの質疑があり、要望については、イベント等も踏まえ、行える範囲で今までも随時対応している。今後でもできる範囲で対応するよう要望したいとの答弁がありました。

次に、個人の実費負担の範囲は決まっているのかとの質疑があり、指定管理者において、できるだけ低額で実施できる取組を行っているとの答弁がありました。

次に、児童館の人事関係について、町と指定管理者のいずれが行うのかとの質疑があり、採用や評価については指定管理者で行っているとの答弁がありました。

次に、指定管理者の候補者選定に当たり、選定基準及び採点評価の結果について、施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られているという項目が高く評価されているのはなぜかとの質疑があり、事業については本当に必要な事業であるかを精査し、事業費が過大にならないよう遊び道具も既存のものを使っているところが評価をされたものと考えているとの答弁がありました。

また、安全対策と環境対策についての項目で評価が低いことに対してどのような対策を行うのかとの質疑があり、多くの住民の出入りがある北公民館の中で事業を実施していることから、できる限りの安全対策を講じるよう今後も十分に検討していきたいと考えているとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
議案第88号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第88号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第93号 令和5年度松前町一般会計補正予算(第7号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第10 議案第94号 令和5年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第11 議案第95号 令和5年度松前町介護保険特別会計補正予算(第4号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

○議長(住田英次) 日程第9、議案第93号令和5年度松前町一般会計補正予算第7号、日程第10、議案第94号令和5年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第4号及び日程第11、議案第95号令和5年度松前町介護保険特別会計補正予算第4号の3件を一括議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長影岡俊範議員。

○予算決算常任委員長(影岡俊範議員) 去る12月12日の本会議におきまして、予算決算常任委員会に付託されました議案第93号から議案第95号までについて、審査の内容とその結果を御報告いたします。

初めに、議案第93号令和5年度松前町一般会計補正予算第7号は、歳入歳出それぞれ2億3,405万2,000円を追加し、総額を131億4,069万7,000円とするものです。

審査の過程におきまして、産業建設部所管では、債務負担行為の徳丸一丁泉揚水機改修工事の地元負担について質疑があり、事業費の4割が地元負担になるとの答弁がありました。

た。

次に、県営事業負担金（港湾）の負担金について質疑があり、県の事業費1,128万円の3分の1、376万円が町の負担となるとの答弁がありました。

次に、保健福祉部所管では、自立支援給付費について、障がい者、障がい児の方の自立と社会参加を支援する各種サービスの利用者が増えた要因はとの質疑があり、自立支援給付サービスについては、それを取り扱う事業者数の増とサービスのメニューの細分化によりそれぞれの状態に合ったサービスが提供されるようになった。事業者が利用者の状態を勘案し、適切なサービスを提供することで自立と社会参加を支援するため、必要なサービス給付事業費が増加しているとの答弁がありました。

次に、老人ホーム入所措置費について質疑があり、当初予算の段階では入所者22名分の予算計上をしていたが、年度途中で3名増えたことにより、25名の分の予算計上額になっている。557万9,000円の補正予算が認められれば、補正後の予算額が5,008万5,000円となり、これが25名分の措置費の予算となるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第94号令和5年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第4号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算の主なものは、保険給付費等交付金の前年度の精算に伴い、県からの交付金の受入れ超過額を償還するものです。また、国保連合会の国保総合システムの更改に伴う負担金を保険課所管分及び健康課所管分それぞれ増額するものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第95号令和5年度松前町介護保険特別会計補正予算第4号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、保険事業勘定の補正を行うものです。

保険課所管分については、3年に一度の臨時的業務となる介護保険事業計画の策定業務等、業務量の増加に伴う時間外勤務手当と令和6年4月施行の介護保険法改正に伴う介護保険システム改修委託料を増額するものであります。また、歳入においては、保険者機能強化推進事業及び介護保険保険者努力支援事業に対し交付金の交付額の決定があったことに伴う財源振替による減額分と地域支援事業費の職員手当の増額分を差引きした額を基金繰入金から減額するものです。

次に、福祉課所管分については、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の交付額の確定により、介護予防・生活支援サービス事業費の財源振替を行うものです。また、地域包括支援センター係所属の会計年度任用職員1名の通勤方法の変更に

に伴い、不足する通勤手当と正規職員の2名の住居手当、扶養手当及び児童手当をそれぞれ増額するものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

以上、議案第93号から議案第95号までの報告を終わります。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

議案第93号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第93号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第93号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第94号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第94号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第94号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第95号の委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第95号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第95号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第12 議選第10号 愛媛県後期高齢者医療広域連合議会議員の選出について(上程、指名推選)

○議長(住田英次) 日程第12、議選第10号愛媛県後期高齢者医療広域連合議会議員の選出についてを議題とします。

提案理由の説明を事務局長に朗読させます。

楠田事務局長。

○議会事務局長(楠田匡志) それでは、失礼いたします。議選第10号愛媛県後期高齢者医療広域連合議会議員の選出について。

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定に基づき、広域連合の議会議員を次のとおり選出する。

令和5年12月25日。松前町議会議長住田英次。

1つ、選出すべき人数、1人。

提案理由、松前町が選挙した愛媛県後期高齢者医療広域連合議員の任期が満了したことに伴い、後任の議員を選挙するものである。

以上です。

○議長(住田英次) 提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

愛媛県後期高齢者医療広域連合議会議員に田中浩介町長を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した田中浩介町長を愛媛県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました田中浩介町長が愛媛県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

愛媛県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました田中浩介町長が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

~~~~~

日程第13 議員派遣の件

○議長(住田英次) 日程第13、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

なお、研修内容等に変更が生じた場合、議長において判断をいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定します。

お諮りします。

各常任委員会が、松前町委員会条例に規定する所管事項のため閉会中に調査研究を実施することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。
お諮りします。

議会運営委員会においては、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

閉会に当たり、町長から御挨拶があります。

田中浩介町長。

○町長(田中浩介) 議長の許可をいただきましたので、令和5年第4回定例会の閉会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

私にとりまして今議会は町長として初めての議会でしたが、議員各位には終始熱心に御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。おかげをもちまして、提案させていただきました全ての議案について議決を賜りまして、誠に心から御礼申し上げます。

今議会で賜りました御意見や御提案につきましては、今後の町政運営に当たりまして十分配慮してまいります。

松前町の財政状況は厳しい中にありますが、町民の皆様、そして議員の皆様の御期待に応えられるよう全力を尽くしてまいります。

終わりに、議員各位はじめ町民の皆様のつつがない御越年と皆様にとりまして輝かしく幸多き年なりますことを祈念いたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(住田英次) これにて令和5年松前町議会第4回定例会を閉会します。

午前11時15分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 住 田 英 次

松前町議会議員 重 松 知 之

松前町議会議員 池 内 邦 仁